
第五次山口県地域福祉支援計画
《2023（令和5）年度～2027（令和9）年度》

2023（令和5）年12月

山 口 県

はじめに

人口減少が急速に進むなど社会環境が大きく変化する中、本県では、これまでも「第四次山口県地域福祉支援計画」に基づき、市町や社会福祉協議会等と一体となって、地域での見守り・支え合い体制の充実や、包括的な相談支援体制の整備など、地域福祉の推進に関する諸施策を総合的に展開してまいりました。

こうした中、少子高齢化の進行や家族形態の変化による家庭の機能の低下、個人の価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による住民の交流意識の低下や接触機会の減少等に伴い、地域のつながりの希薄化や地域における支え合い機能の低下等が進んでおり、「社会的な孤独・孤立」、「ヤングケアラー」等新たな福祉的課題が顕在化しています。

私は、こうした地域福祉を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、「山口県社会福祉審議会」及び「山口県地域福祉支援計画策定検討委員会」の委員の皆様をはじめ、パブリック・コメント等を通じ広く県民の皆様の御意見をお聞きしながら、この度、「第五次山口県地域福祉支援計画」を策定いたしました。

この計画においては、「年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、地域の誰もが自分らしく活躍し、共に支え合いながら、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を基本目標に、地域コミュニティづくりの促進や、相談者の属性や相談内容を問わない重層的な相談支援体制の整備、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応できる人材の育成などに取り組むこととしています。

私は、今後、この計画に基づき、地域福祉の更なる充実を図りながら、「安心して希望と活力に満ちた山口県」の実現に向けて、全力を尽くして取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和5年（2023年）12月



山口県知事 村岡嗣政

< 目 次 >

第1章 策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
第2章 地域福祉を取り巻く状況	3
1 地域社会の状況	3
(1) 人口、世帯数の推移	3
(2) 少子化の進行	4
(3) 高齢単身世帯の増加等	4
(4) 地域社会の変化	5
(5) 地域コミュニティ活動における新型コロナウイルス感染症の影響	6
(6) 高齢化の進行	7
(7) 障害者手帳所持者の状況	9
(8) 生活保護の状況	9
(9) 生活困窮者自立支援制度における支援状況	10
(10) 若者無業者（ニート）の状況	10
(11) ひきこもりの状況	10
(12) 自殺者の状況	11
2 地域福祉に係る人材・組織等の状況	11
(1) 人材・組織の状況	11
(2) 住民等が主体となった地域福祉活動の状況	12
3 第四次計画の推進状況	15
(1) 共に見守り、支え合う地域づくり	15
(2) 地域福祉サービスの基盤づくり	15
(3) 地域福祉の担い手づくり	16
4 制度改正等の状況	17
第3章 計画の基本目標と施策体系	19
1 基本目標	19
2 施策体系	19

第4章 施策推進の方策	21
I 誰もが共に支え合う地域づくり	21
1 地域住民相互による福祉活動の促進	21
2 見守り・支え合い体制の充実・強化	25
II 誰もが安心して利用できる福祉サービスの基盤づくり	27
1 誰一人取り残さない包括的な相談支援体制の整備	27
2 権利擁護の推進	31
3 地域福祉サービスの充実	32
4 ユニバーサルデザインの推進	33
III 地域福祉を支える多様な担い手づくり	34
1 地域において福祉活動を担う人材の育成・確保	34
2 福祉・介護サービスを担う人材の養成・確保	36
3 多様な主体の活動促進	37
第5章 計画の推進・点検	40
1 計画の推進体制	40
(1) 地域住民、民間団体等の役割	40
(2) 行政の役割	41
2 計画の点検・評価	42
【用語解説】	43
本文中、解説が必要な用語について最初に使用されるページに、「*」を 付けて解説しています。	
【巻末資料】	53
資料1 「第五次山口県地域福祉支援計画」(素案)に対する 意見募集の結果概要	53
資料2 山口県社会福祉審議会委員	54
資料3 山口県地域福祉支援計画策定検討委員会委員	55
資料4 計画の策定経過	56
資料5 数値目標一覧	57

第 1 章 策定に当たって

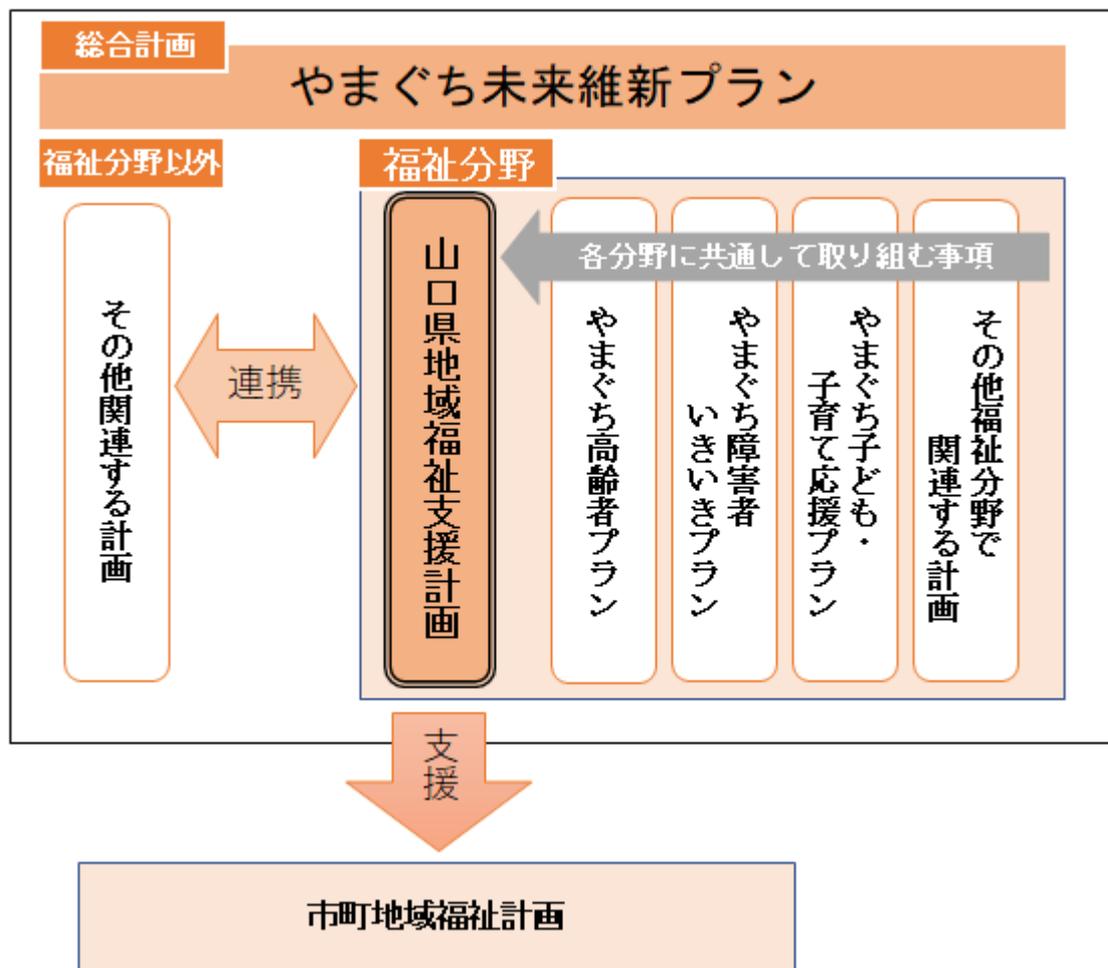
1 計画策定の趣旨

- 本県では、2005（平成17）年3月に「山口県地域福祉支援計画*」を策定し、以降、これまで4次にわたる「山口県地域福祉支援計画」に基づき、市町における地域福祉*の取組を支援してきました。
- こうした中、少子高齢化の進行や家族形態の変化による家庭の機能の低下、個人の価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による住民の交流意識の低下や接触機会の減少等に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域における支え合い機能の低下が進行しています。
- こうした状況を背景に、かつては地域や家族等のつながりの中で対応されてきた、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題に対する支援への対応や「社会的な孤独・孤立*」、「ヤングケアラー*」等新たな福祉的課題が顕在化しています。
- また、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化したり、個人、世帯単位で複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とするといった状況もみられ、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。
- このため、県では、こうした課題に的確に対応し、地域住民や地域の多様な主体が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが活躍できる地域共生社会*の実現に向けて、この度、「市町地域福祉計画*」に基づき地域福祉を推進する市町の取組支援に関する基本的な事項を定める「第五次山口県地域福祉支援計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- この計画は、社会福祉法第108条の規定に基づく「地域福祉支援計画」として位置付け、広域的な観点から、市町における地域福祉計画の策定や地域福祉推進のための取組への支援に関する事項を定めるものです。
- この計画は、高齢、障害、子ども・子育て等の各分野別計画と連携・整合を図り、各計画における地域福祉に関して共通して取り組むべき事項や各計画で対象としていない事項について、地域福祉の視点から、横断的・総合的に定める計画です。
- また、社会福祉協議会を中心とした「福祉の輪づくり運動*」と連携することにより、効果的に取組を進めていきます。

【計画の位置づけのイメージ】



3 計画の期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や市町における地域福祉の取組状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

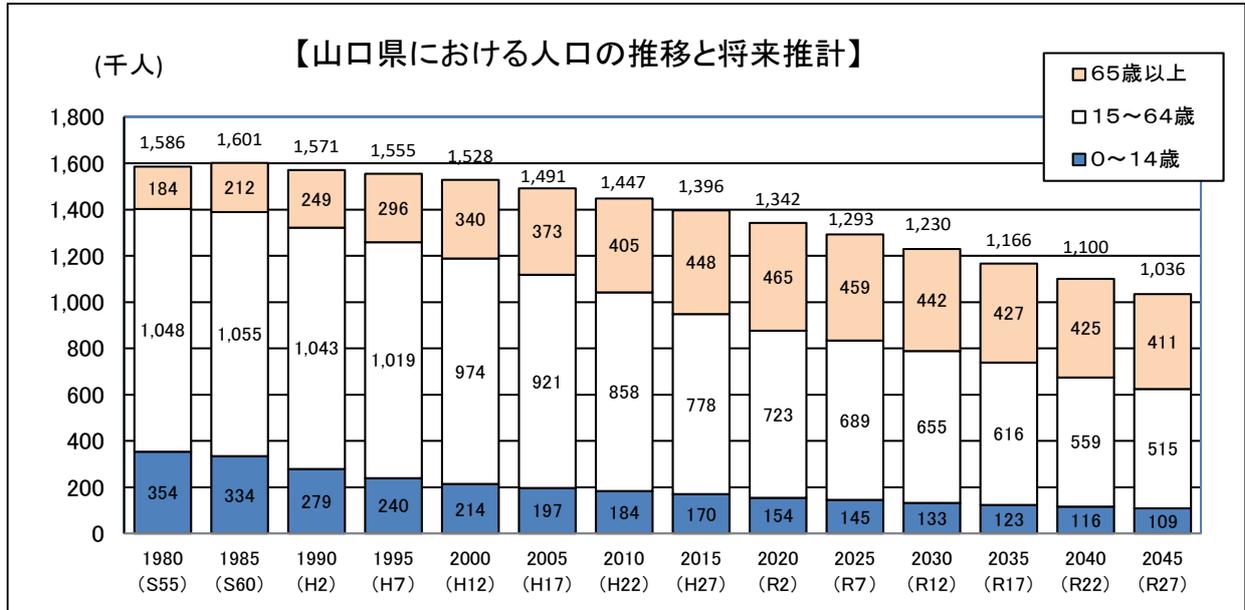
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
第四次計画									
					第五次計画				

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 地域社会の状況

(1) 人口、世帯数の推移

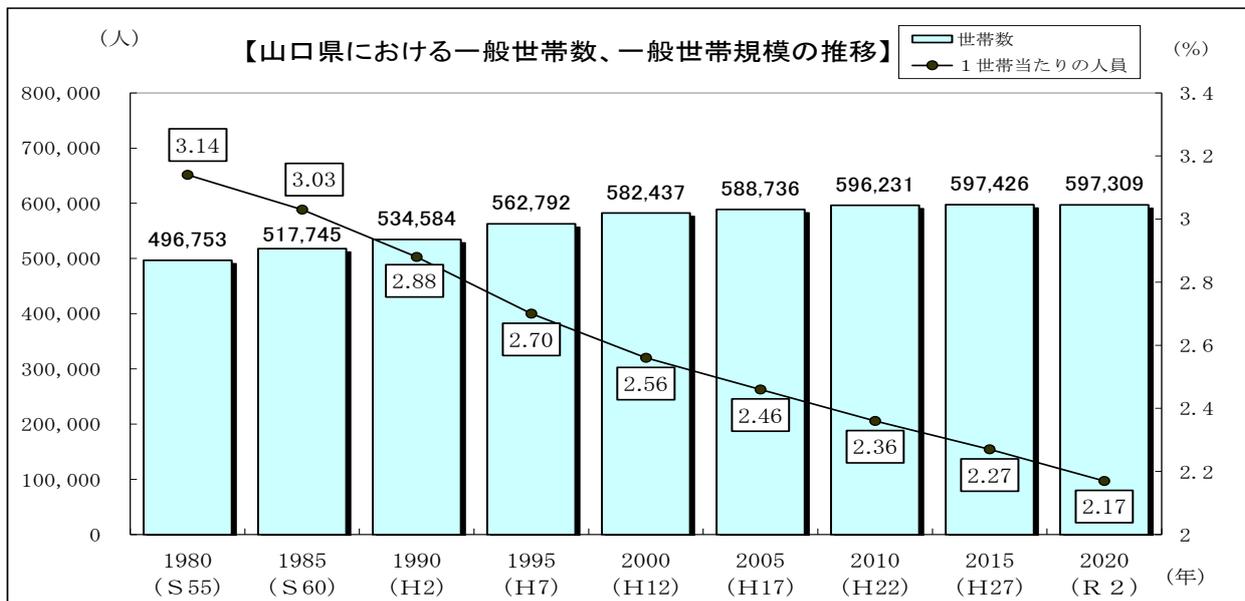
本県の人口は、1985（昭和60）年以降減少を続けており、今後もさらに減少する見込みです。



[資料] 2020（令和2）年以前：「国勢調査」（総務省）

2025（令和7）年以降：「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

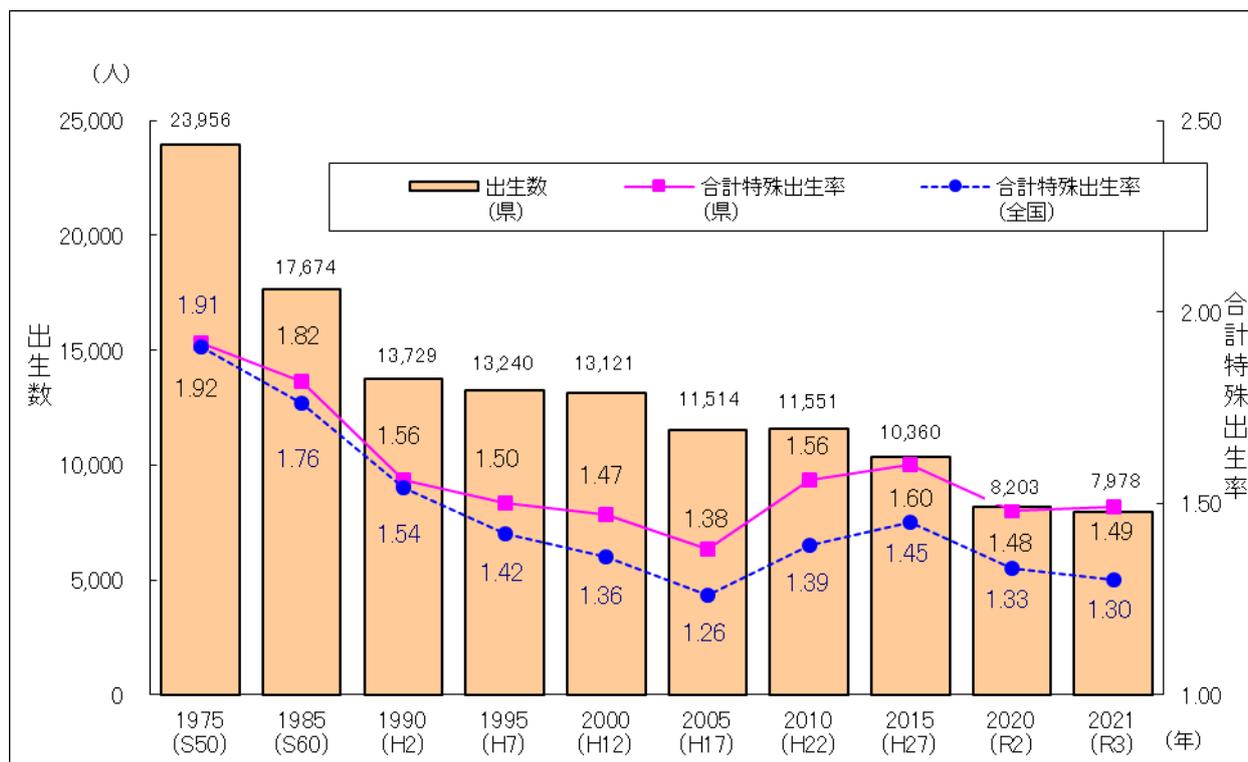
世帯数は、単身世帯の増加など家族形態の変化により増加傾向でしたが、近年は同水準で推移しています。一方で、一世帯当たりの平均人員は減少を続けており、世帯の小規模化による、家族の扶助機能の低下が懸念されています。



[資料] 「国勢調査」（総務省）

(2) 少子化の進行

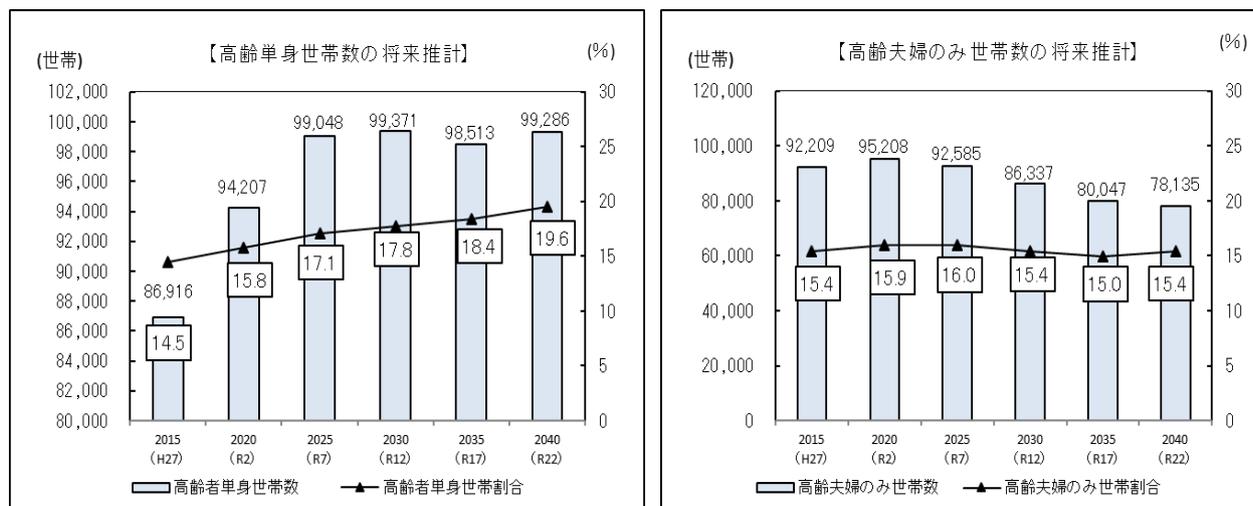
合計特殊出生率*は近年下げ止まっていますが、依然として、少子化の進行に歯止めがかからない厳しい状況にあります。



[資料] 「人口動態統計」(厚生労働省)

(3) 高齢単身世帯*の増加等

- ・ 高齢単身世帯数は2030 (令和12) 年まで増加し、世帯割合は2040 (令和22) 年には19.6%になる見込みです。
- ・ 高齢夫婦のみ世帯*数は2020 (令和2) 年をピークに減少に転じるものの、世帯割合は同水準で推移する見込みです。

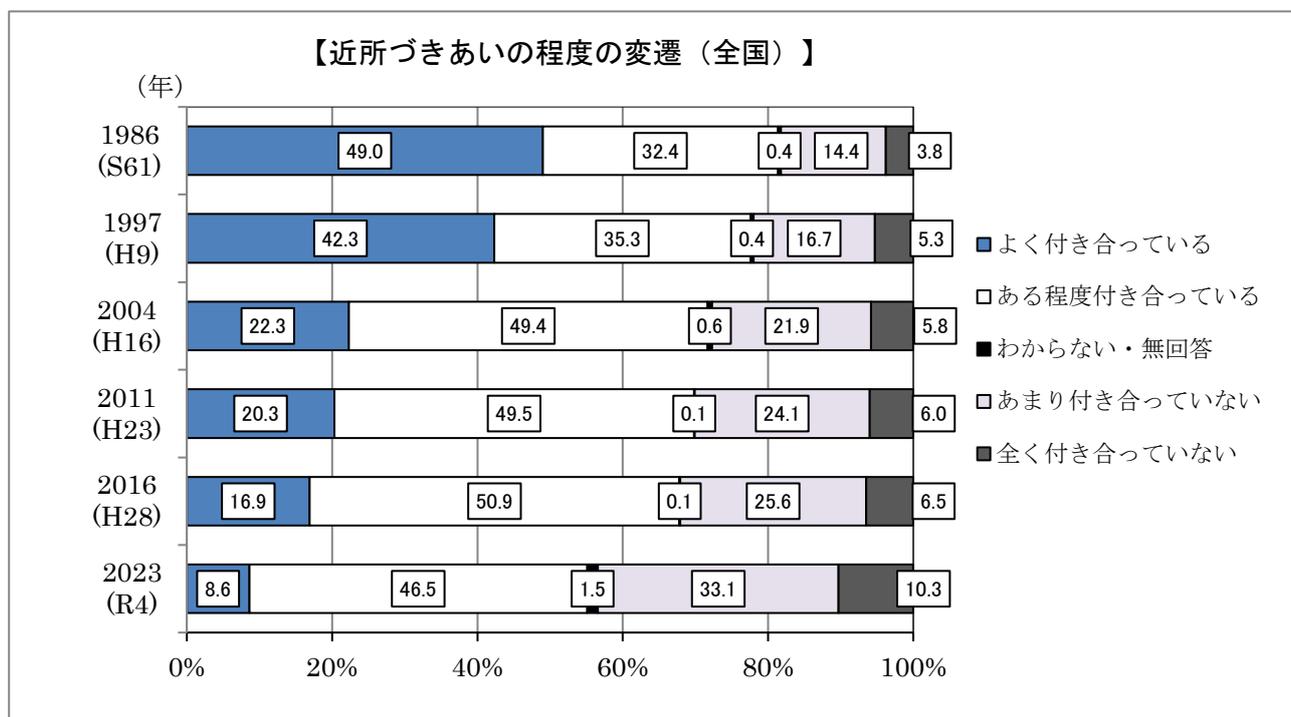


[資料] 2020 (令和2) 年以前: 「国勢調査」(総務省)

2025 (令和7) 年以降: 「日本の地域別将来推計人口 (平成30 (2018) 年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

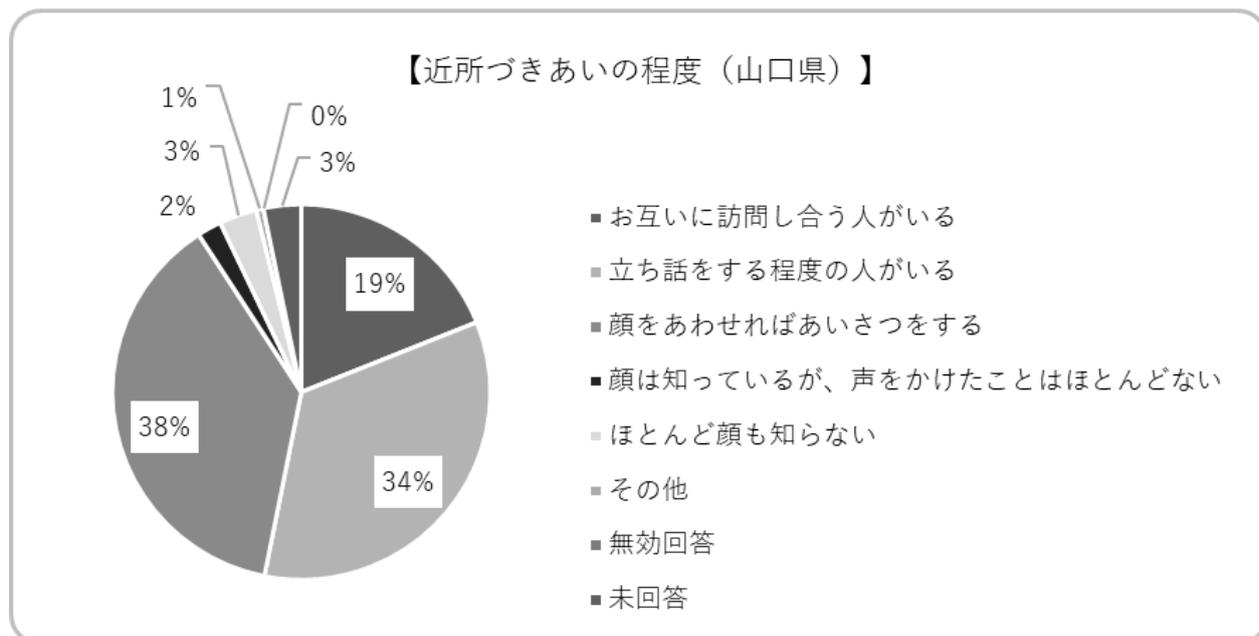
(4) 地域社会の変化

全国的に近所づきあいの程度が低下し続けており、地域社会におけるつながりの希薄化が進む傾向が見られます。



[資料] 「社会意識に関する世論調査」(内閣府)

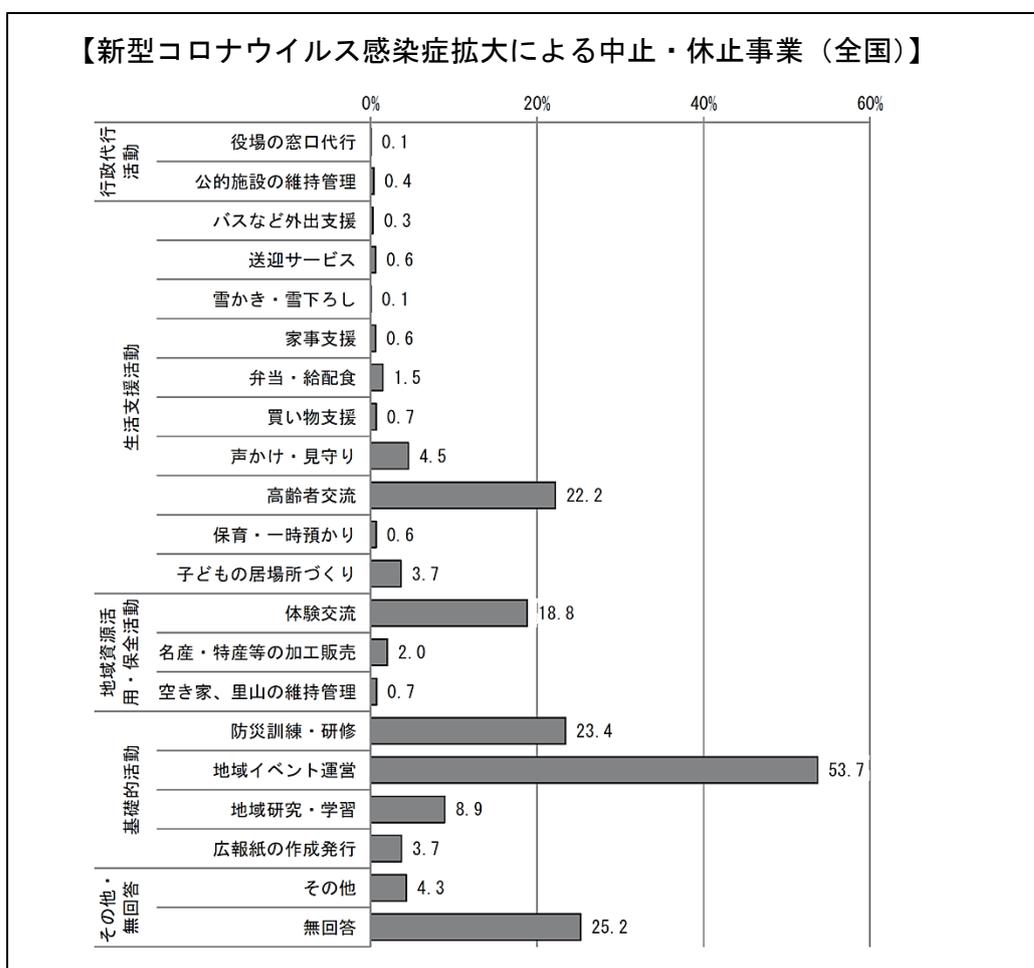
本県における近所づきあいは、「顔をあわせればあいさつをする」程度が最も多く、約4割となっています。



[資料] 「2023年度福祉に関する県民意識調査」(山口県社会福祉協議会)

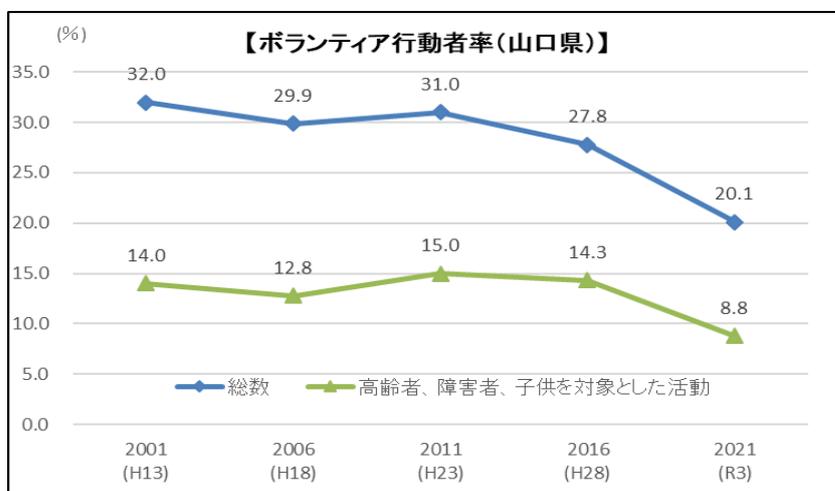
(5) 地域コミュニティ活動における新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大により中止や休止とした活動について、基礎的活動においては、「地域イベント運営」が最も多く53.7%、それ以外の活動では、「高齢者交流」が22.2%となっています。



[資料] 「令和2年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」（総務省）

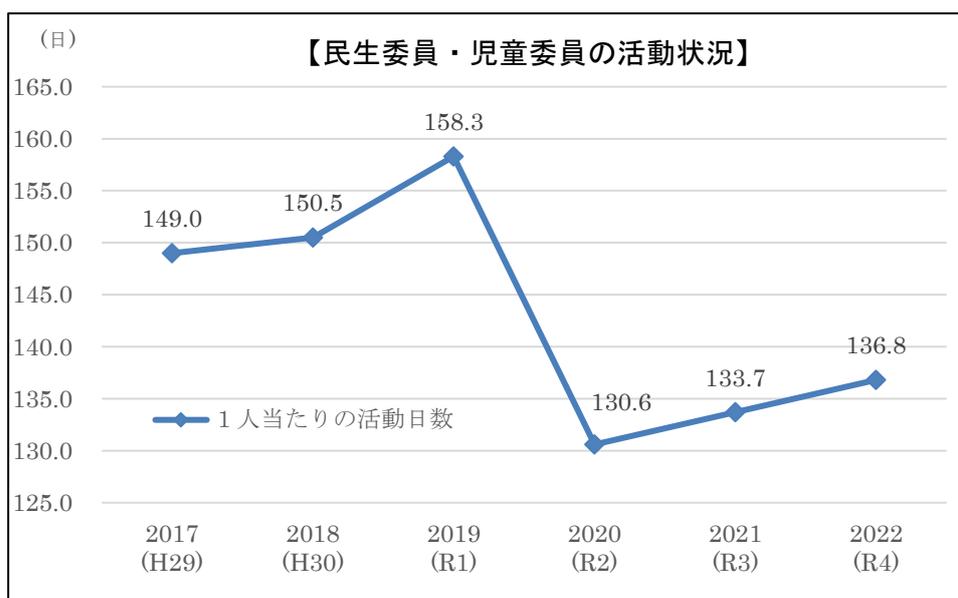
本県のボランティア行動者率は、2016（平成28）年から2021（令和3）年にかけて減少しています。



※ボランティア行動者率：過去1年間に何らかのボランティア活動を行った10歳以上の人の割合

[資料] 「社会生活基本調査」（総務省）

本県の民生委員・児童委員*の活動状況は、2020（令和2）年に低下し、その後増加傾向にあります。以前の水準には戻っていません。



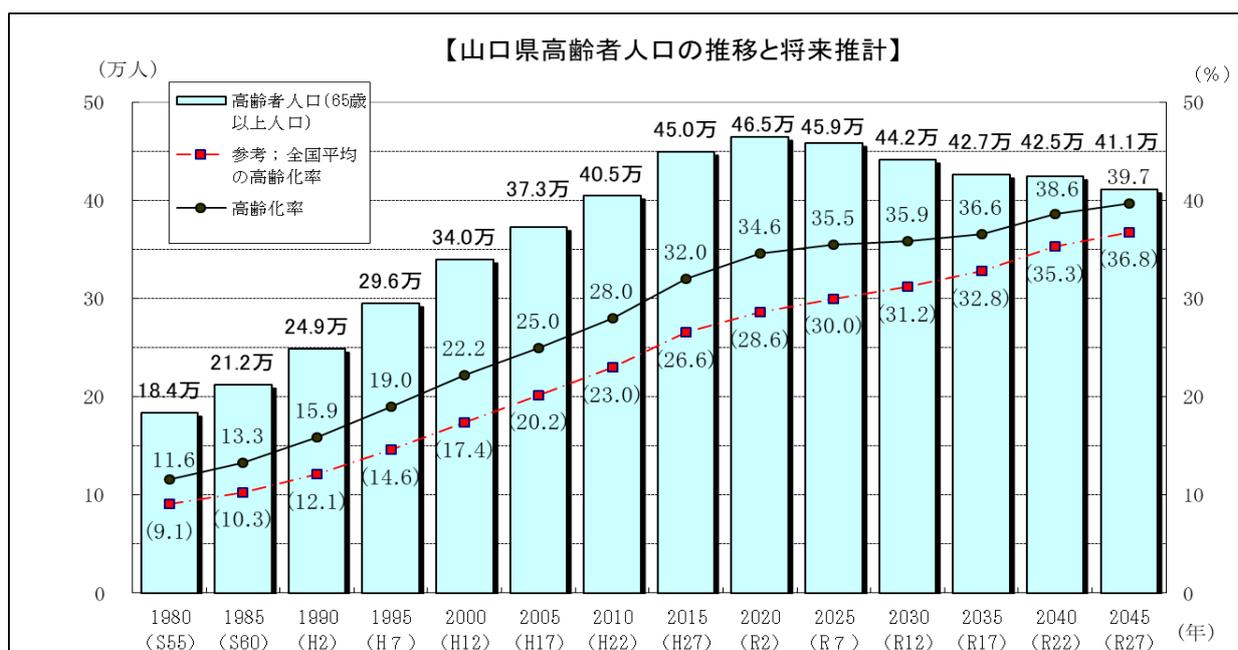
[資料] 「県厚政課調べ」

（6）高齢化の進行

① 高齢化の進行

本県の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、2020（令和2）年には34.6%と全国よりも6ポイント高い水準となっており、全国に先行して高齢化が進んでいます。

今後の推計では、本県の高齢者人口は2020（令和2）年をピークに緩やかに減少に転じるものの、高齢化率は2045（令和27）年に39.7%になる見込みです。

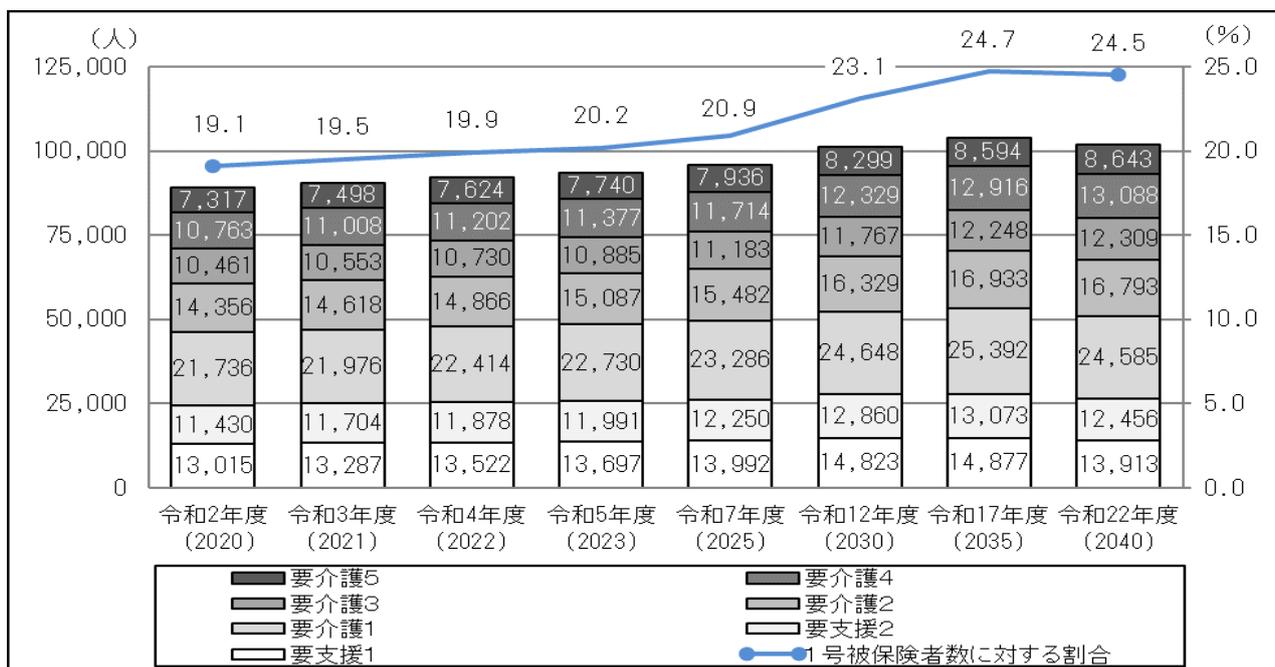


[資料] 2020（令和2）年以前：「国勢調査」（総務省）

2025（令和7）年以降：「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

② 要支援・要介護認定者*数の増加

本県の要支援・要介護認定者数については、2020（令和2）年度の約9万人から、2040（令和22）年度には約10万2千人に増加する見込みです。



[資料] 「第七次やまぐち高齢者プラン」(県長寿社会課)

③ 認知症の人の増加

本県の認知症の人の数（推計値）については、2020（令和2）年の約7.8万人から、2040（令和22）年には約8.8万人に増加する見込みです。

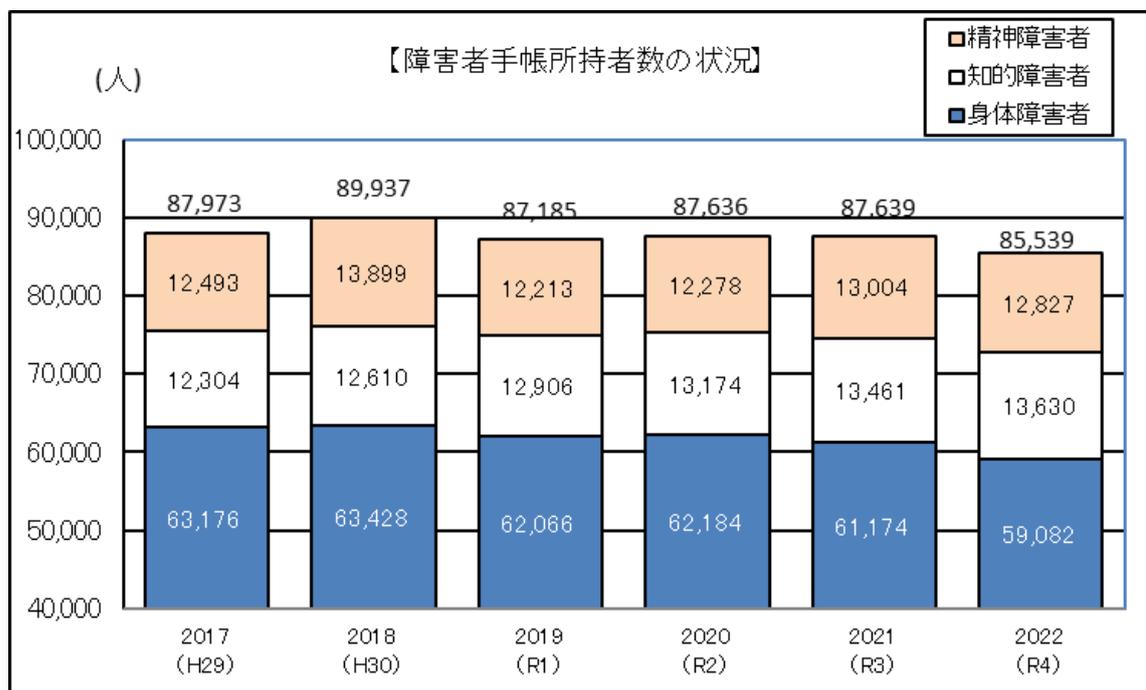
【認知症の人（65歳以上）の将来推計】

区 分		平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計	山口県	6.3万人	6.8万人	7.8万人	8.5万人	8.8万人
	全 国	462万人	517万人	602万人	675万人	802万人
	有病率	15.0%	15.2%	16.7%	18.5%	20.7%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計	山口県	6.3万人	7.0万人	8.1万人	9.2万人	10.4万人
	全 国	462万人	525万人	631万人	730万人	953万人
	有病率	15.0%	15.5%	17.5%	20.0%	24.6%

[資料] 「県長寿社会課調べ」

(7) 障害者手帳所持者の状況

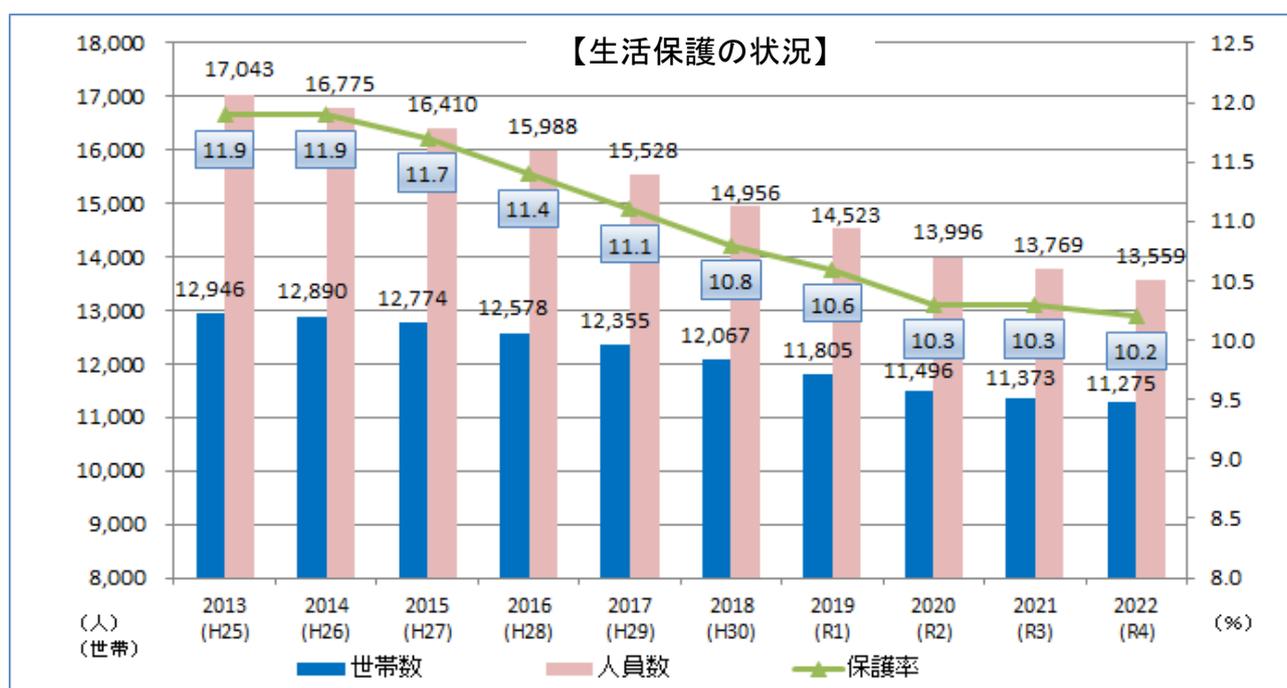
本県の障害者手帳所持者数は概ね同水準で推移しており、身体障害者は減少傾向、知的障害者は増加傾向、精神障害者は同水準で推移しています。



[資料] 「県健康増進課、県障害者支援課調べ」

(8) 生活保護の状況

本県の被保護世帯数、人員数、保護率（千人当たりの被保護者数）は、減少傾向にあります。



[資料] 「山口県の生活保護」(県厚政課)

(9) 生活困窮者自立支援制度*における支援状況

2015（平成27）年度の制度開始以降、同程度の水準で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和2）年度は相談件数が増加しています。

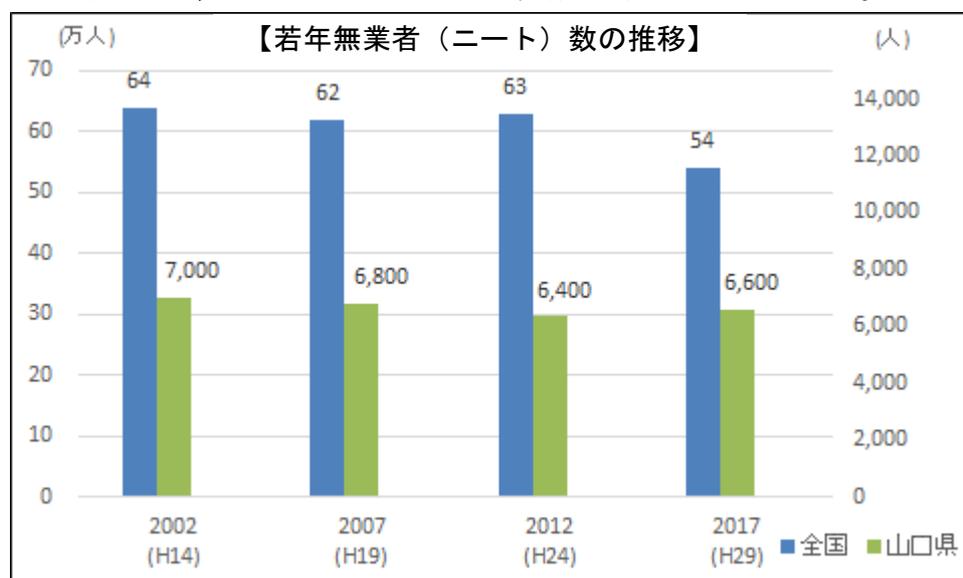
【生活困窮者自立支援制度における支援状況（山口県）】

区 分	新規相談受付件数（件）	支援プラン作成件数（件）	就労者数(人)
2015（平成27）年度	2,366	485	173
2016（平成28）年度	2,147	529	231
2017（平成29）年度	2,108	545	217
2018（平成30）年度	2,116	557	220
2019（令和元）年度	2,453	571	245
2020（令和2）年度	7,354	1,459	195
2021（令和3）年度	4,653	1,310	157

[資料] 「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」（厚生労働省）

(10) 若年無業者（ニート*）の状況

若年無業者（ニート）の数は、2017（平成29）年度には、全国で54万人、山口県では6,600人となっており、減少傾向にあります。



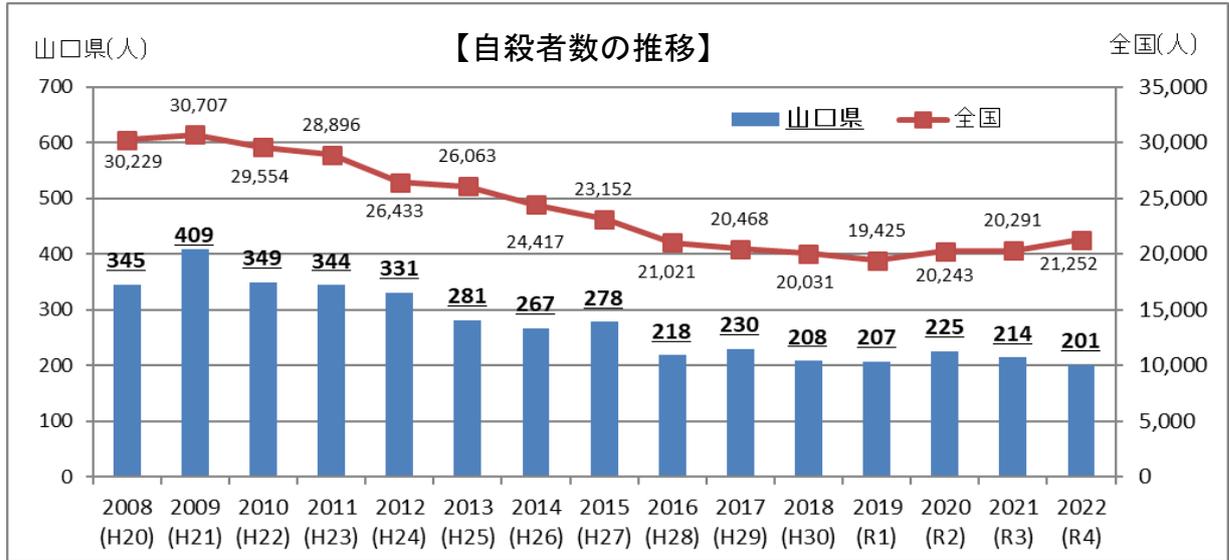
[資料] 全 国：「労働力調査」（総務省）
山口県：「就業構造基本調査」（総務省）

(11) ひきこもり*状態にある人の状況

2022（令和4）年度に実施された「こども・若者の意識と生活に関する調査」（内閣府）から推計されたひきこもりの状態にある人の割合は、15～39歳で2.05%、40～64歳で2.02%となっており、全国で約146万人と推計されています。これを人口比で計算すると、本県でひきこもり状態にある人は約1万4千人になります。

(12) 自殺者の状況

本県の自殺者数は、2013（平成25）年に300人を下回ってからは、概ね減少傾向で推移しています。



[資料] 「人口動態統計」(厚生労働省)

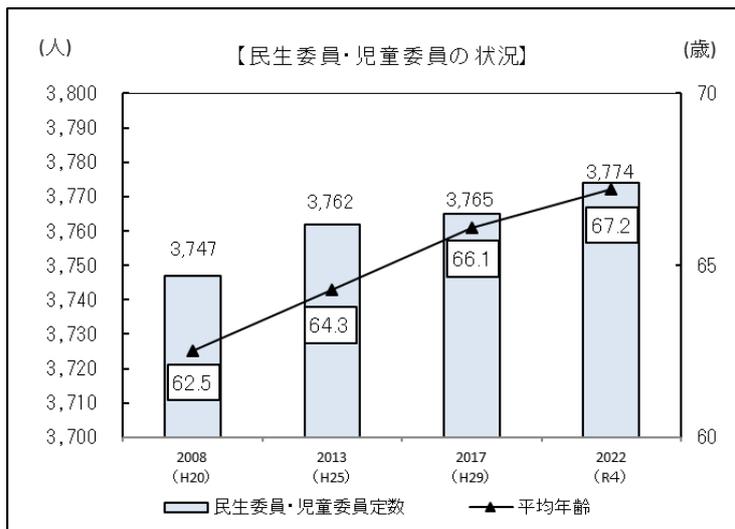
2 地域福祉に係る人材・組織等の状況

地域では多様な人材・組織が地域福祉活動を推進しています。その活動実態は市町により様々ですが、主なものの状況は以下のとおりです。

(1) 人材・組織の状況

① 民生委員・児童委員

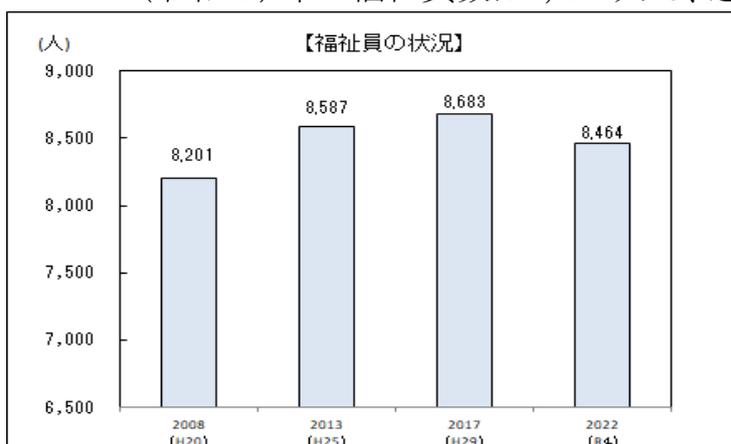
2022（令和4）年の民生委員・児童委員の定数は合計3,774人で、近年大きな変動はありませんが、平均年齢は67.2歳で、高齢化が進行しています。



[資料] 「県厚政課調べ」

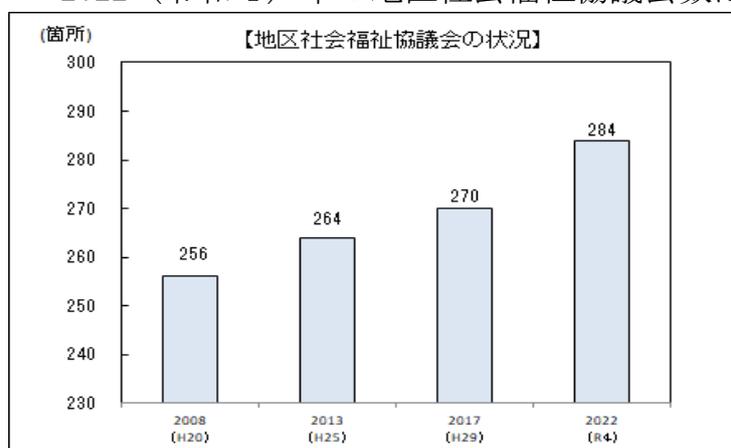
② 福祉員*

2022（令和4）年の福祉員数は8,464人で、近年は同水準で推移しています。



③ 地区社会福祉協議会*

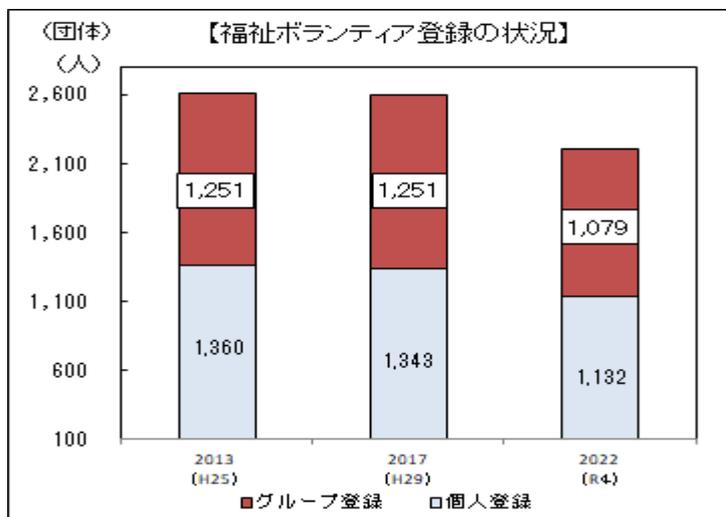
2022（令和4）年の地区社会福祉協議会数は、284箇所となっています。



(2) 住民等が主体となった地域福祉活動の状況

① 福祉ボランティア

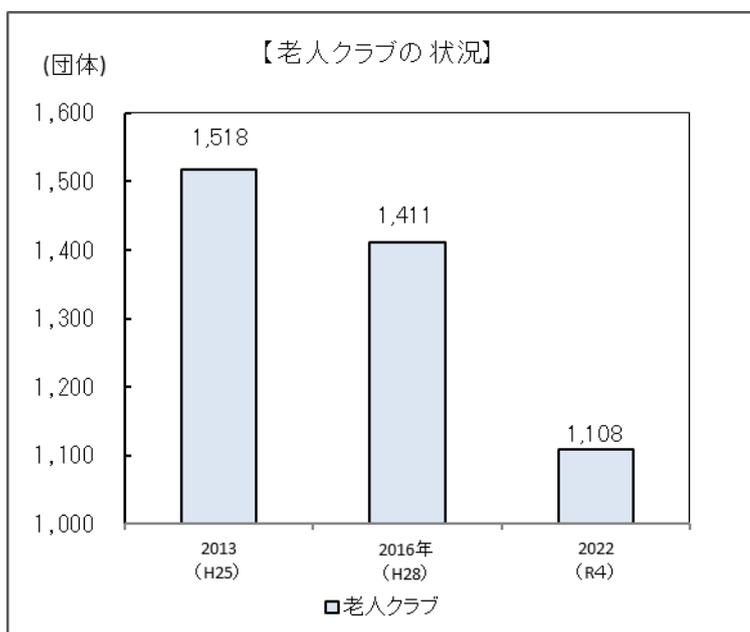
社会福祉協議会に登録している福祉ボランティア数は、2022(令和4)年には個人登録で1,132人、グループ登録で1,079団体となっており、ともに減少傾向にあります。



[資料] 「福祉員」、「地区社会福祉協議会」、「福祉ボランティア」(山口県社会福祉協議会調べ)

② 老人クラブ*

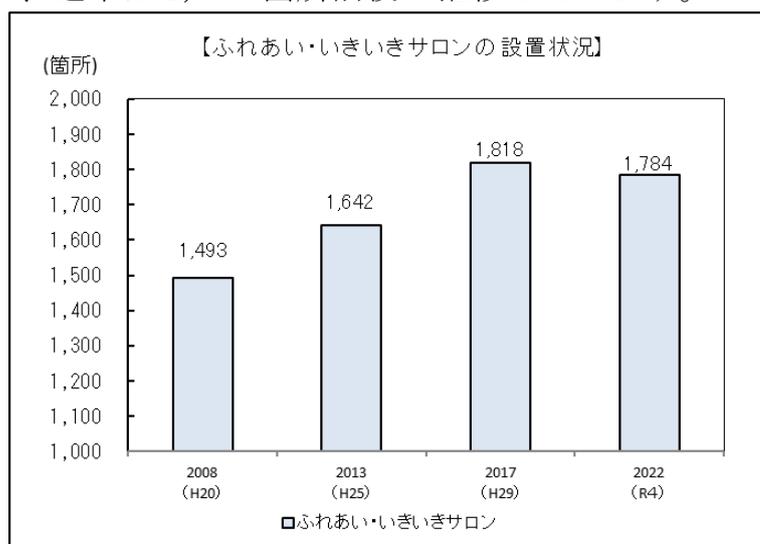
地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、高齢者の社会活動の基礎的な役割を果たしている老人クラブ数は、2022（令和4）年には1,108団体で、減少傾向にあります。



[資料] 「県長寿社会課調べ」

③ ふれあい・いきいきサロン*

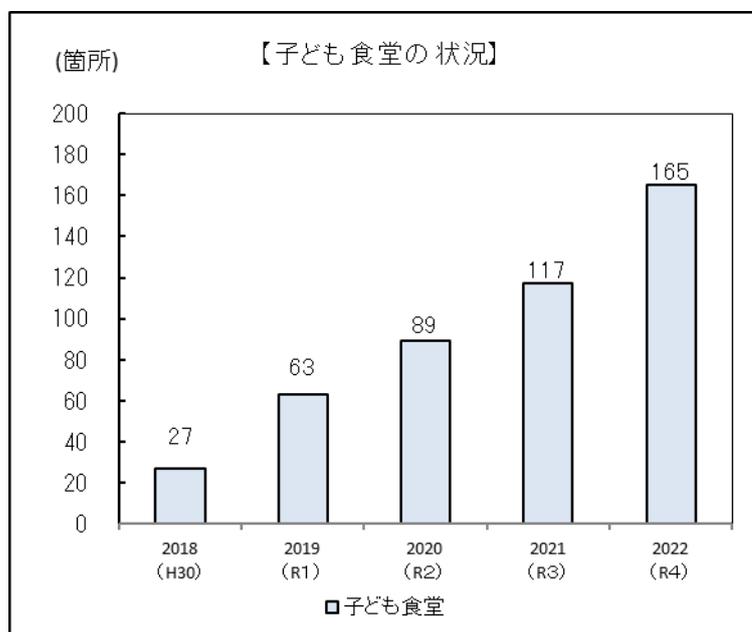
小地域*単位で地域の仲間づくり、出会いの場づくりの取組を進める「ふれあい・いきいきサロン」数は、2022（令和4）年には1,784箇所となっており、近年は1,800箇所前後で推移しています。



[資料] 「山口県社会福祉協議会調べ」

④ 子ども食堂

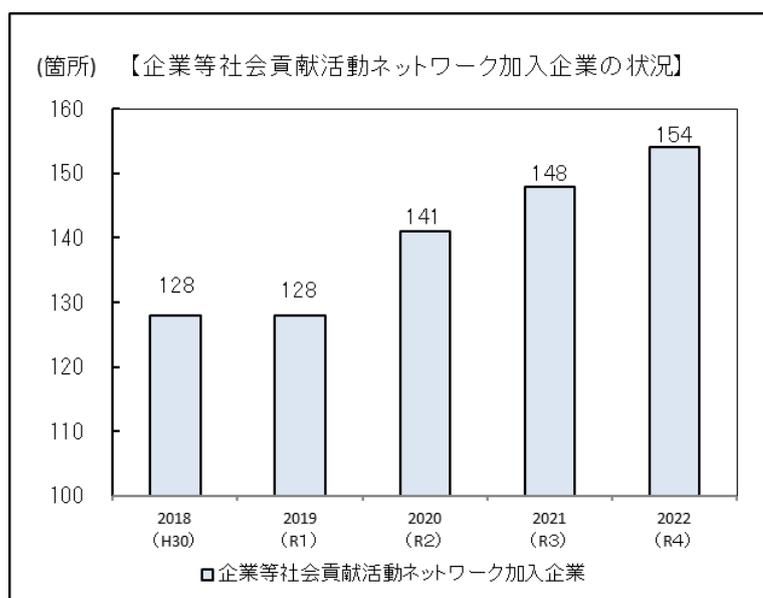
食事の提供を通じて、様々な家庭環境にある子どもたちの多様な学びや体験の場となるほか、地域での見守りの機能を果たす子ども食堂数は、2022（令和4）年には165箇所となっており、増加傾向にあります。



[資料] 「県こども家庭課調べ」

⑤ 企業等社会貢献活動ネットワーク加入企業*

企業及び関係機関等における社会貢献活動に係る情報交換や、交流を通じた連携を促進するため、山口県社会福祉協議会が主体となる「企業等社会貢献活動ネットワーク」への加入企業数は、2022（令和4）年には154団体となっており増加傾向にあります。



[資料] 「山口県社会福祉協議会調べ」

3 第四次計画の推進状況

第四次計画(計画期間：2018(平成30)～2022(令和4)年度)における地域福祉推進の主な取組状況は以下のとおりで、概ね順調に進んでいます。

(1) 共に見守り、支え合う地域づくり

地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくりや、地域の見守り、支え合い体制の充実・強化に取り組みました。

▼ 自治会等を中心とした地域の助け合いサービス*の取組がある市町数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
14市町 (2017)	全市町 (2022)	18市町 (2022)	94.7%

▼ 福祉部を設置する自治会のある市町数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
11市町 (2017)	全市町 (2022)	9市町 (2022)	47.4%

▼ あいサポート企業・団体数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
116団体 (2017)	269団体 (2022)	267団体 (2022)	99.3%

▼ 「赤い羽根共同募金*」の募金額

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
353,755千円 (2017)	目標額の達成 (2022)	329,073千円 (2022)	92.4%

▼ 認知症サポーター*養成数(累計)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
117,303人 (2017)	180,000人 (2022)	156,307人 (2022)	86.8%

▼ 災害ボランティアセンターリーダー養成研修修了者数(累計)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
226人 (2017)	480人 (2022)	442人 (2022)	92.1%

(2) 地域福祉サービスの基盤づくり

公的福祉サービスの一層の充実や包括的な相談支援体制の整備に取り組むとともに、ユニバーサルデザイン*の推進等を図ってきました。

▼ 要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
19.6箇所 (2016)	20.5箇所 (2022)	19.8箇所 (2021)	96.6%

▼ 生活圏域で包括的に相談を受け止める体制を整備している市町数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
3市町 (2017)	全市町 (2022)	10市町 (2022)	52.6%

▼ 成年後見制度*利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
0市町 (2017)	全市町 (2022)	17市町 (2022)	89.5%

▼ 福祉のまちづくり条例に基づく公共的施設の適合証交付件数(累計)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
594件 (2017)	734件 (2022)	628件 (2022)	85.6%

▼ やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度*協力施設数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
1,078施設 (2017)	1,730施設 (2022)	1,094施設 (2022)	63.2%

(3) 地域福祉の担い手づくり

福祉サービスを担う人材を確保するとともに、地域福祉活動を支える担い手の確保を図ってきました。

▼ コミュニティソーシャルワーク*実践研修修了者数(累計)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
21人 (2017)	80人 (2022)	77人 (2022)	96.3%

▼ 県福祉人材センター*の有効求職登録者数(年間の月平均)

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
200人 (2016)	238人 (2022)	339人 (2022)	142.4%

▼ 市町社協ボランティアセンター*の登録ボランティア数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
52,026人 (2017)	61,000人 (2022)	49,474人 (2022)	81.1%

▼ 市町単位の地域公益活動推進協議会等と連携して地域福祉活動に取り組む市町数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
5市町 (2017)	全市町 (2022)	12市町 (2022)	63.2%

▼ 企業等社会貢献活動ネットワーク加入企業等数

現行計画		直近値	達成率
策定時	目標		
128社 (2017)	138社 (2022)	154社 (2022)	111.6%

4 制度改正等の状況

年	法制度等の動き	主な内容
2003	◆社会福祉法の施行 ◆障害者支援費制度の開始	・地域福祉計画に関する規定の施行
2005	◇「山口県地域福祉支援計画（第一次計画）」の策定	・総合的・横断的なサービスの実現 ・県と市町村の連携・協働による仕組みづくり ・住民と行政が一体となった取組の推進
2006	◆障害者自立支援法の施行 ◆改正介護保険法の施行	・3障害（身体・知的・精神）の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化 等 ・新予防給付の創設 ・地域支援事業、地域密着型サービス、地域包括支援センター*の創設 等
2008	◆「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の提言（厚生労働省）	地域福祉計画に関する主な提言 ・地域の生活課題の発見方策、地域福祉活動の情報共有の仕組み、担い手や拠点などの事項を盛り込むべき ・公的な福祉サービスや市場サービスと地域福祉活動の連携、公的な福祉サービスの一元的な対応等、市町村の役割についても規定すべき ・計画の策定及び実施に当たっては、住民参加を一層徹底する必要がある 等
2009	◇「山口県地域福祉支援計画（第二次計画）」の策定	・安心と生活の質の向上 ・新たな支え合いの構築 ・様々な主体の参画と協働
2012	◆改正介護保険法の施行 ◆子ども・子育て支援三法の成立	・地域包括ケアシステムの推進 等 ・地域の子ども・子育て支援の充実 等（利用者支援、地域子育て支援拠点*等）
2013	◆障害者総合支援法の施行（障害者自立支援法を改正・改称） ◆改正生活保護法の成立 ◆生活困窮者自立支援法の成立	・障害者の定義に難病等を追加 ・重度訪問介護の対象者の拡大 ・共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 等 ・就労による自立の促進 等 ・自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給 等
2014	◇「山口県地域福祉支援計画（第三次計画）」の策定 ◆医療介護総合確保推進法の成立（介護保険法の改正）	・地域福祉サービスの基盤づくり ・共に見守り、支え合う地域づくり ・地域福祉を担う人づくり ・在宅医療・介護連携の推進 ・予防給付を地域支援事業に移行 等

年	法制度等の動き	主な内容
2016	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ◆ 改正社会福祉法の成立 ◆ 成年後見制度利用促進法の成立 ◆ 改正障害者総合支援法の成立 ◆ 改正母子保健法の成立 ◆ 改正児童福祉法の成立 ◆ 再犯防止推進法の成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域共生社会の実現」を提唱 ・ 社会福祉法人*の地域公益活動の責務 等 ・ 市町村計画の策定 等 ・ 障害者の望む地域生活の支援 等 ・ 子育て世代包括支援センターの法定化等 ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置 等 ・ 地方再犯防止推進計画の策定 等
2017	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」の決定（「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部） ◆ 改正社会福祉法の成立 ◆ 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題の解決力の強化 ・ 地域丸ごとのつながりの強化 ・ 地域を基盤とする包括的支援の強化 ・ 専門人材の機能強化・最大活用 ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり ・ 地域福祉計画策定の努力義務化 ・ 共生型サービスの創設 等 ・ 適切かつ有効な実施を図るための事業内容、留意点等
2018	◇ 「山口県地域福祉支援計画（第四次計画）」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共に見守り、支え合う地域づくり ・ 地域福祉サービスの基盤づくり ・ 地域福祉の担い手づくり
2019	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 改正子ども・子育て支援法の成立 ◆ 改正児童福祉法の成立 ◆ 改正児童虐待防止法の成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育・保育の無償化 ・ 児童の権利擁護*（体罰の禁止の法定化） ・ 児童相談所の体制強化 ・ 児童相談所の設置促進 等
2020	◆ 改正社会福祉法の成立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため市町村の包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業を創設 等
2022	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 改正児童福祉法の成立 ◆ こども基本法の成立 ◆ 改正障害者総合支援法の成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども家庭センターの法定化 等 ・ こども家庭庁の創設 等 ・ 基幹相談支援センター*設置の努力義務化 等

◆ 国の取組

◇ 県の取組

第3章 計画の基本目標と施策体系

1 基本目標

- 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や地域の多様な主体が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが活躍できる地域共生社会の実現が求められています。
- そのためには、地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくりや、複雑化・複合化する課題に対応できる包括的な相談支援体制を整備することが重要となっています。

年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、地域の誰もが自分らしく活躍し、共に支え合いながら、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現

2 施策体系

◆ 誰もが共に支え合う地域づくり

社会福祉協議会を中心とした「福祉の輪づくり運動」の取組と連携するとともに、地域における居場所づくりの促進や福祉意識の醸成等地域の見守り、支え合い体制の充実・強化に取り組みます。

◆ 誰もが安心して利用できる福祉サービスの基盤づくり

住民の複雑化・複合化する相談を包括的に受け止め、多様な支援機関の協働により重層的に相談支援を行う体制の整備を促進します。また、各分野の共通の課題となる権利擁護体制の充実を図るとともに、公的福祉サービスの充実やユニバーサルデザインの推進等に取り組みます。

◆ 地域福祉を支える多様な担い手づくり

一人ひとりの福祉ニーズに応じて適切に社会資源をコーディネートすることができる人材の育成に取り組みます。また、福祉サービスを担う人材の確保と資質の向上に向けた取組を推進するとともに、ボランティアやNPO*、社会福祉法人、企業など多様な主体の活動を促進します。

施策体系図

I 誰もが共に支え合う地域づくり

1 地域住民相互による福祉活動の促進

- (1) 地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくり
- (2) 地域コミュニティづくりの促進
- (3) 福祉意識の醸成

2 見守り・支え合い体制の充実・強化

- (1) 身近な地域における重層的な見守り・支え合い体制の充実・強化
- (2) 災害時における要配慮者*への支援体制の強化

II 誰もが安心して利用できる福祉サービスの基盤づくり

1 誰一人取り残さない包括的な相談支援体制の整備

- (1) 相談者の属性や相談内容を問わない重層的な相談支援体制の整備
- (2) 広域的な調整や専門的相談支援体制の充実

2 権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度の利用促進
- (2) 権利擁護の取組の充実
- (3) 虐待防止体制の強化
- (4) 差別解消の取組の推進
- (5) 個人情報の保護

3 地域福祉サービスの充実

4 ユニバーサルデザインの推進

III 地域福祉を支える多様な担い手づくり

1 地域において福祉活動を担う人材の育成・確保

2 福祉・介護サービスを担う人材の養成・確保

- (1) 人材の確保・定着
- (2) 資質の向上

3 多様な主体の活動促進

- (1) ボランティアやNPO等の活動の促進
- (2) 社会福祉法人による地域公益活動の促進
- (3) 企業等による社会貢献活動の促進

第4章 施策推進の方策

I 誰もが共に支え合う地域づくり

家族形態の変化や個人の価値観の多様化等に伴い、地域における住民のつながりが希薄化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会を中心とした「福祉の輪づくり運動*」の取組と連携し、地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくりや、地域の見守り、支え合い体制の充実・強化に取り組めます。

1 地域住民相互による福祉活動の促進

現状と課題

- 人口減少の進行や家族形態の変化、個人の価値観の多様化等により、地域における支え合いの機能が低下する中、自治会・町内会や小・中学校区等を単位として生活課題を地域住民主体で把握・解決していくため、地域住民の福祉活動の活性化を図っていくことが重要です。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響による住民の交流意識の低下や接触機会の減少が、地域における支え合い機能の低下に影響を与える中、地域住民が交流を通じて顔が見える関係を築き、共に支え合う機運を醸成するため、地域における居場所づくりを促進することが重要です。
- 多くの人に地域福祉活動に参加してもらうため、地域住民の福祉に対する理解を深めていくことが重要です。

施策推進の方策

(1) 地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくり

- 住民座談会等地域の話し合いの場づくりを促進することにより、自治会・町内会や地区社会福祉協議会*、民生委員・児童委員*、福祉員*、保護司*、老人クラブ*等、多様な主体の連携を強化し、福祉活動の活性化を図ります。
- 地区社会福祉協議会や自治会・町内会等が中心となり、住民の身近な地域において日常生活の中で抱える困りごとを相互に助け合うサービス*の提供体制や、自治会福祉部*の設置等、地域の実情に応じた福祉活動の体制整備を促進します。
- 住民参加のヒヤリ地図*作成による交通安全活動や公民館を拠点とした社会教育、まちづくりや農業、防災等、福祉以外の分野の取組と連携しながら、住民同士が支え合い、地域生活課題*の解決に資する取組の促進を図ります。

(2) 地域コミュニティづくりの促進

- 食事の提供を通じて、様々な家庭環境にある子どもたちの学びや体験の場となるほか、高齢者や障害者等地域で暮らす多様な住民の交流の場や見守りの機能を果たす「子ども食堂」の取組を促進します。
- 自治会等が運営する「ふれあい・いきいきサロン*」や住民が主体的に介護予防等の活動を行う「通いの場」などを活用した高齢者や障害者、子育て中の親子等多様な住民の交流や孤立化防止の取組を促進します。

(3) 福祉意識の醸成

- ホームページや広報誌等の多様な媒体や、各種イベント等あらゆる機会を通じた啓発を行い、県民の福祉意識の醸成に努めます。
- 認知症についての関心と理解を深めるため、「世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）」を含む9月を中心に、市町と連携し、パネル展示やイベント等を通じた普及啓発に取り組みます。
- 県民運動として実施している「あいサポート運動*」のさらなる推進を図るとともに、レクリエーション等を通じた障害のある子どもとない子どもの交流やスポーツ、文化芸術活動等を通じた障害のある人とない人との交流等のインクルーシブ*の考え方に基づく取組を推進します。
- 本来大人が担うような家事や家族の世話等を日常的に行うヤングケアラー*を早期に把握し、適切な支援につなげるため、市町や学校、福祉サービス提供事業者等関係機関との連携を強化し、支援人材の育成や県民の理解促進等の取組を促進します。
- 「学校内子育てひろば*」の取組や社会福祉協議会による福祉体験活動の提供等、教育委員会・学校との連携により教育活動の様々な場面において福祉について考える機会を提供し、福祉教育の充実を図ります。
- 県共同募金会が実施する「赤い羽根共同募金*」等の普及啓発を進め、募金活動の活性化を促進するとともに、寄附を通じた社会貢献への理解と関心を深め「寄附文化*」の醸成を図ります。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
地域住民が主体となって実施している助け合いサービスや活動の実施箇所数	192箇所	2022 (R4)	293箇所	2027 (R9)
子ども食堂箇所数	165箇所	2022 (R4)	200箇所	2026 (R8)
「赤い羽根共同募金」の募金額	329,073千円	2022 (R4)	目標額の達成	2027 (R9)



活動事例：多くの善意が支える子ども食堂

無料または低額で利用できる子ども食堂。子どもを中心とした地域住民が集い、賑やかに食卓を囲んでいます。こうした地域の居場所である子ども食堂は自主的に運営されるもので、運営するボランティアスタッフ、企業や個人による食材や施設、資金の提供など、多くの善意で支えられています。

《運営ボランティア》

子ども食堂の運営には、チラシの作成、会場設営、受付、調理・片付け、記録などの作業が必要になります。パソコンでの難しい作業はできなくても料理は毎日作るからお手伝いができると言ってボランティアを始める方がいるなど、ボランティアを始めるハードルが低いです。また、子ども食堂の利用者が、その後ボランティアとして活躍する光景も見られます。

《食材や施設、資金の提供》

○ JA山口県では、県内の子ども食堂に新米を寄付しています。また、各統括本部と地域の子ども食堂がつながり、農業体験等、「食」をキーワードとした交流を通じて地域を元気にするという考え方を共有しています。



【JA山口県による新米の寄付】

○ 子ども食堂等にも食材を提供するフードバンク活動では、集めた食材を保管する場所が必要です。(株)中特ホールディングスでは、山口市以東に拠点がないことを知り、自社の倉庫を提供するとともに、社員もボランティアとして活動するなど、フードバンクの活動を開始しました。



【(株)中特ホールディングスの倉庫】

○ 子ども食堂では、食中毒等に備えた保険加入が必要ですが、保険料が大きな負担になっています。(株)丸久では、独自に募金箱を作って各店舗に設置しています。また、各店舗に「丸久はこども食堂を応援しています」というポスターを掲示し、子ども食堂の理解を促進しています。



【(株)丸久による募金の贈呈】

○ このような支援の他に、企業や個人によっては、子ども食堂に寄付したいがどこにしていかが分からないといった声も聞かれます。そうした際には、県内の子ども食堂の運営者による「山口県こども食堂・子どもの居場所ネットワーク」が寄付の受け皿となり、寄付者の意向に沿った配分を行っています。

《子ども食堂の取組の広がり》

多くの食堂では参加者を子どもに限定しておらず、子どもと同じくらい多くの高齢者も参加するなど、多世代交流の拠点となっています。

子ども食堂の数や参加者が増加するにつれ、関わる企業や個人も増え、子ども食堂の活動は食事の提供に留まらず、学習支援や季節の行事体験など交流活動の充実につながっています。

こうした取組を通じて、子ども食堂は、子育て支援や高齢者の健康づくり、地域のにぎわいづくりなど、その価値を広げています。

2 見守り・支え合い体制の充実・強化

現状と課題

- 一人暮らしの高齢者や障害者等、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らしているよう、民生委員・児童委員等による地域住民相互の見守りに加え、現在、全市町で取り組んでいる郵便、新聞、電気、ガス事業者等の生活関連事業者等を含めた多様な主体による重層的な見守り・支え合い体制をさらに充実・強化していく必要があります。
- 災害時における高齢者や障害者等の要配慮者に対する支援は重要な課題であり、こうした方の安否確認や避難場所への誘導等を迅速・的確に実施できるよう、災害時の支援体制を強化していく必要があります。

施策推進の方策

(1) 身近な地域における重層的な見守り・支え合い体制の充実・強化

- 誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、県や市町、社会福祉協議会、関係団体、NPO*、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等が一体となって高齢者や障害者、子ども等への見守りを行うなど日常的な地域福祉活動の充実に取り組みます。
- 山口県社会福祉協議会と連携し、「子ども食堂」や「ふれあい・いきいきサロン」等の地域の居場所を核とした支え合い機能の充実に取り組みます。
- 地域住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携した見守りネットワーク*の充実を図り、地域における重層的な見守り体制*を強化します。とりわけ、本県の面積の7割を有する中山間地域においては、高齢者や障害者等が地域の中で自立して生活ができるよう、「やまぐち元気生活圏*」づくりを推進します。
- 認知症の方やその家族を身近な地域で見守り支援する「認知症サポーター*」と連携した、見守り支援体制づくりを促進します。
- 障害のある方が日常生活において困っている時にちょっとした手助けをする「あいサポーター」の養成を推進します。
- ICTを活用した見守り活動事例等、地域住民の支援ニーズに応じた地域づくりの好事例の提供等を通じて市町の地域福祉活動を支援します。

(2) 災害時における要配慮者*への支援体制の強化

- 市町における個別避難計画の作成を促進するなど、災害時における避難行動要支援者*の支援体制の充実を図ります。
- 災害時に要配慮者に対して適切に避難誘導等の支援が行えるよう、平常時から、民生委員や自主防災組織等との必要な情報の共有等を促進します。
- 災害時における要配慮者の避難場所として、バリアフリー化等必要な配慮がされた福祉避難所*の確保・充実に努めます。

- 大規模災害発生時に、避難所等において要配慮者に適切な福祉支援を行うため、福祉団体と締結した「災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に基づき、避難所等に災害派遣福祉チーム（DWA T）*を派遣し、支援体制の強化を図ります。
- 行政や民間団体等が協働して設置する「災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会*」において、平常時から大規模災害を想定した支援活動に関する情報交換等を行うとともに、加入団体の専門性を活かした活動や専門性を有するボランティアの活動調整等を行うことにより、災害ボランティア活動の充実を図ります。
- 災害ボランティアセンター*の運営に関する研修等を通じ、災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
やまぐち元気生活圏づくりに取り組む地域数（累計）	71 地域	2022 (R4)	100 地域	2026 (R8)
認知症サポーター養成数（累計）	156,307 人	2022 (R4)	194,807 人	2027 (R9)
若年あいサポーターの養成数（累計）	12,329 人	2022 (R4)	30,000 人	2026 (R8)
災害ボランティアセンターリーダー養成研修修了者数（累計）	442 人	2022 (R4)	540 人	2027 (R9)

Ⅱ 誰もが安心して利用できる福祉サービスの基盤づくり

地域住民からの相談を包括的に受け止め、多様な機関が協働して支援を行う体制の整備を促進するとともに、高齢者や障害者、子ども等各分野の共通の課題となる権利擁護*体制の充実や公的福祉サービスの充実、ユニバーサルデザインの推進等に取り組みます。

1 誰一人取り残さない包括的な相談支援体制の整備

現状と課題

- 福祉的課題やニーズは複雑化、複合化し、社会的な孤独・孤立*やヤングケアラー等、新たな課題が顕在化するとともに、コロナ禍の影響により生活困窮者が増加するなど地域福祉を取り巻く状況が変化中、包括的な相談支援体制の構築や機能強化が一層求められています。
こうしたことから、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域において人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを構築するため、属性を問わない相談支援、地域づくり支援、社会への参加支援を一体的に行う重層的な支援体制を構築していくことが必要です。
- さらに、医療的ケア児*や社会的養護*を必要とする子どもへの支援、犯罪をした者の円滑な社会復帰支援等、単独の市町では解決が困難な広域的、専門的対応が必要な課題については、県において市町の取組を支援していく必要があります。

施策推進の方策

(1) 相談者の属性や相談内容を問わない重層的な相談支援体制の整備

- 地域住民の複雑化、複合化した課題やニーズに対応するため、市町において、各分野の支援機関が協働し、内容を問わない相談の受け止めや課題の解きほぐし、アウトリーチ*を含む継続的な伴走等による相談支援をはじめ、地域から孤立してしまっている住民に対する個々の課題に応じた社会参加への支援、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備等に取り組む重層的な相談支援体制の構築を促進します。
- 地域住民に身近な相談窓口である市町社会福祉協議会や地域包括支援センター*、基幹相談支援センター*、子育て世代包括支援センター*、生活困窮者自立支援*相談窓口等に寄せられる相談のうち、単独の相談支援機関では解決が困難な複合的な課題に対応するため、多機関との協働による支援が進むよう、各分野の相談支援機関の相談員等に対して、研修等を実施するなどして包括的な支援体制づくりの重要性について理解の促進を図ります。

(2) 広域的な調整や専門的な相談支援体制の充実

- 医療的ケア児支援センター*を拠点とした、心身の状況等に応じた、切れ目のない支援や関係機関の連携を促進します。
- 社会的養護を必要とする子どもに対して家庭と同様の環境における養育を推進するため、児童相談所*と里親養育包括支援機関*等が連携し、里親登録からアフターフォロー、子どもの自立支援までの一貫した支援を強化します。
- 犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、福祉サービス利用に向けた調整の実施をはじめとした円滑な社会復帰を支援することで、再犯防止の取組を推進します。
- 山口県福祉総合相談支援センターにおいて、子どもの健全育成、各種障害、心の健康等に係る専門的な相談に対応するとともに市町の相談体制を支援します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
生活圏域で包括的に相談を受け止める体制を整備している市町数	10市町	2022 (R4)	全市町	2027 (R9)
重層的支援体制整備事業に取り組む市町数	2市町	2022 (R4)	10市町	2027 (R9)

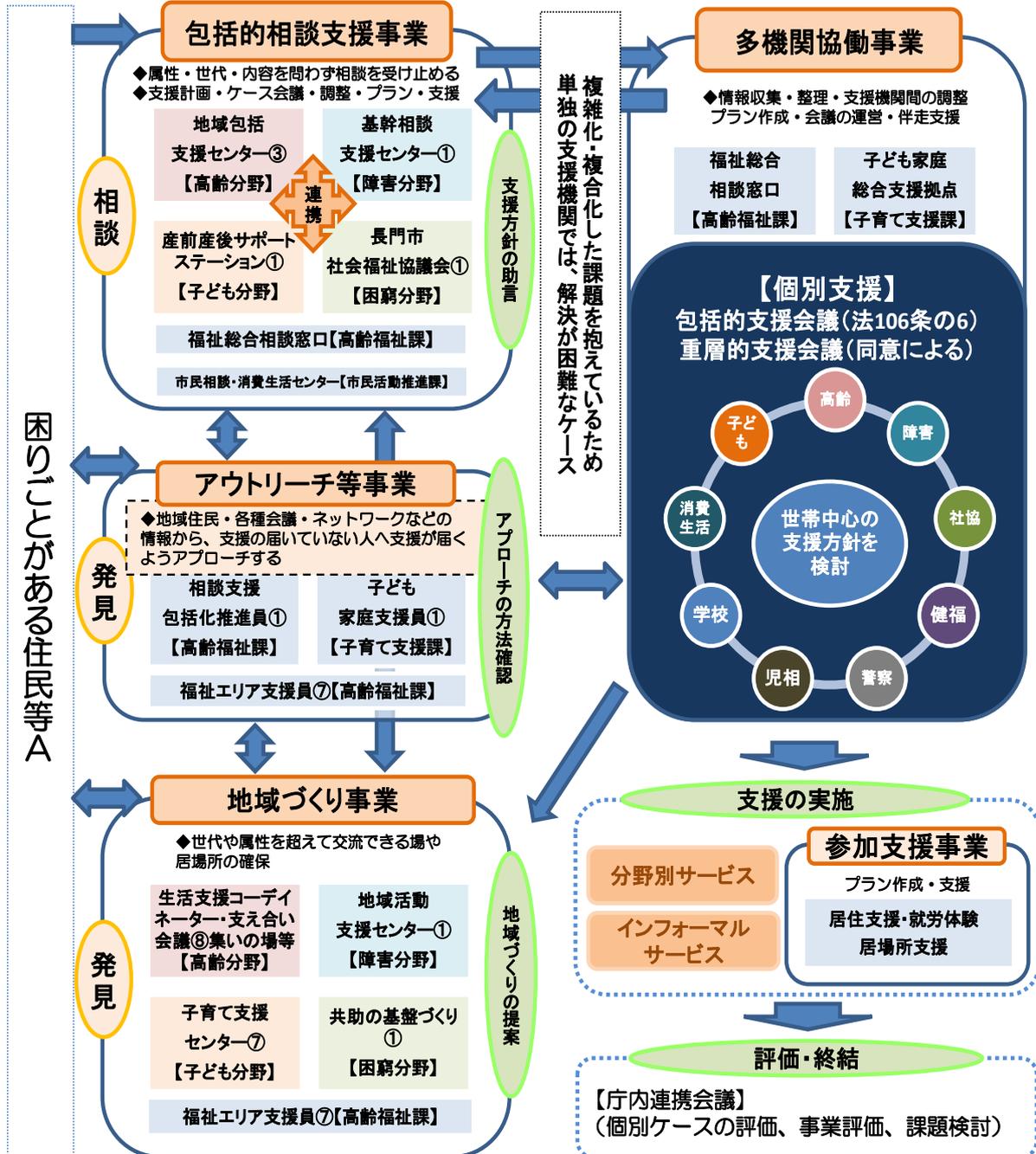


活動事例：重層的支援体制整備事業の取組

長門市では、重層的支援体制整備事業を実施することにより、その人らしい暮らしを地域で支える取組を行っています。

長門市重層的支援体制整備事業 支援フロー

設置形態：既存の拠点の設置形態は変更せず、各支援機関間の連携を図る「基本型」にて実施



【地域支援】連携体制協議・施策化

○数字は箇所数

生活困窮者自立支援事業運営協議会

子ども・子育て会議

障害者自立支援協議会
障害者保健福祉推進会議

地域ケア代表者会議
高齢者保健福祉推進会議

第4次地域福祉計画(重層的支援体制整備事業)

【事例紹介】

○地域からの相談

高齢の母（80）と子（51）の世帯。母はこだわりが強く、子は療育手帳を所持。父親の死後、近隣住民は親子の生活を気にかけるも、近所とのつながりが薄くなっている状態。過去、母にはケアマネの支援が入っていたこともあったが、支援を受けることのメリットに理解がなく、支援が続かない。子に対しては、障害分野の支援機関が入るも同様に支援が続かない。

近所に住む叔母（81）も高齢であり、支援に限界が見え始める。その頃、地域の敬老会行事を契機に母が民生委員に信頼を寄せるようになり、民生委員が家庭訪問を行うようになるが支援機関へのつなぎには至らない。どうすれば良いかと地域包括支援センターへ相談が入る。

○支援会議（1回目）：支援が続かない背景や、今後の支援の優先順位と手順の確認

複合的な課題を抱えるケースであるため多機関協働事業で対応することとなり、民生委員やこれまで支援に携わった、高齢分野、障害分野の支援者を参集し、支援会議を開催。

まず、母に支援を届けるため事前に母が信頼する主治医へ協力を依頼した上で、民生委員と訪問看護師が家庭訪問を実施。母が支援を受けることのメリットを感じたタイミングで、主治医も母へ支援を受けることを提案。本事案では、訪問看護師による爪切り支援を母が気に入り支援を開始。

○支援会議（2回目）：母への支援の順番と子への支援方針の確認

母は重度の心疾患を患っており、訪問看護、訪問診療、ケアマネ、訪問介護、配食と、順番に支援を提供する方針を決定。母に支援が入っている安心感が地域に伝わり、地域住民によるゴミ出し支援の協力が得られるようになる。また、子が母の支援者と交流が始まり、支援を受けることに慣れたことにより、自分にも支援をしてほしいと要望が入る。

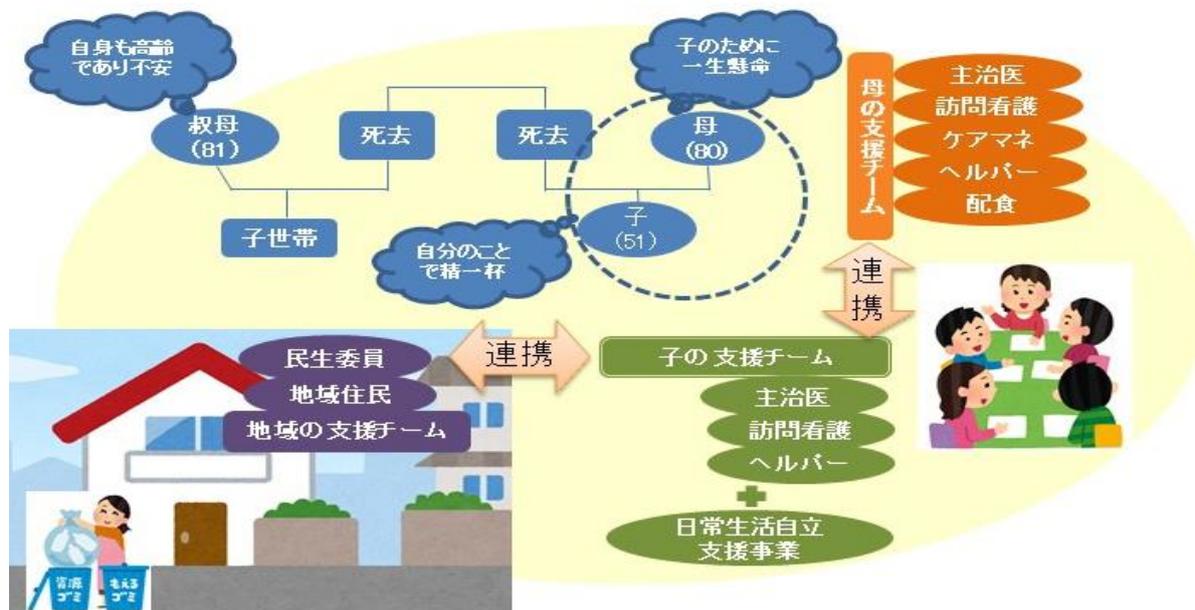
○支援会議（3回目）：母逝去後の子への支援方針の確認

母は自宅で療養していたが急変し、逝去。子は叔母の支援を受けながら、自ら葬儀を行う。

子は、これまで金銭管理ができず、お金が手元があれば、欲しいものを欲しだけ買う状態であったため、成年後見制度の利用も視野に支援検討を行い、まずは、日常生活自立支援事業による日常的な金銭管理による支援の必要性を確認。当初は、1回の買い物の際に使う金額を事前に決めておき、相談員が買い物に同行。レジで金額が折り合わず、売り場を往復する姿が見られたが、そのうちに電卓を持参し、1人で買い物ができるようになる。

○取組の成果

以前は継続的な支援が叶わず、地域から孤立しかけていた世帯であったが、多様な支援機関が協働し、迅速に情報が共有できたことにより、支援方針の検討がスムーズに進み、切れ目のない支援につながった。また、支援機関が継続的に関わることで地域に安心感を与え、地域の協力も得られるようになり、地域の中で見守られながら、今も自立した暮らしが続いている。



2 権利擁護の推進

現状と課題

- 今後増加が見込まれる認知症高齢者をはじめ、知的障害者や精神障害者等、判断能力が十分でない方の権利を擁護することは、地域福祉の根幹を成すものであり、こうした方々が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、成年後見制度*の利用を促進するなど、権利擁護の取組の充実を図る必要があります。
- 高齢者や障害者、児童等への虐待防止や、障害等を理由とする差別の解消、個人情報の保護等も重要な課題です。

施策推進の方策

(1) 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知啓発を図ります。また、制度の利用が困難な方を支援するため、市町による後見開始の審判申立てや、社会福祉法人*等による成年後見（法人後見）の取組を支援するとともに、弁護士や司法書士、社会福祉士*等の専門職と連携した成年後見人の確保に取り組めます。

(2) 権利擁護の取組の充実

- 認知症や障害等により判断能力が十分でない方に対して行う福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を適切に行うため、権利擁護の取組の充実に努めます。
- 認知症の方や障害者、終末期の患者本人の意思決定を支援するため、国のガイドラインの普及等に取り組めます。

(3) 虐待防止体制の強化

- 高齢者や障害者、児童等への虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた相談支援体制の充実や、関係機関の連携強化を図ります。

(4) 差別解消の取組の推進

- 「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例*」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

(5) 個人情報の保護

- 個人情報の適切な取扱いやプライバシーの配慮について、支援の担い手への理解を促進します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数	17市町	2022 (R4)	全市町	2027 (R9)

3 地域福祉サービスの充実

現状と課題

- 福祉ニーズの多様化や高度化を踏まえ、介護や障害、子育て、住宅支援等、幅広く福祉サービスの充実を図るとともに、福祉サービスの質を評価することにより利用者が適切にサービスを選択できる環境を整備する必要があります。

施策推進の方策

- 高齢や障害、児童等、各福祉分野の計画に沿った施策を着実に実施し、公的福祉サービスの充実を図ります。
- 高齢者一人ひとりのニーズに応じた介護サービス等が提供されるよう、市町と連携してサービス提供体制を整備するとともに、利用者主体の体制づくりや介護サービスの質の向上に向けた取組を推進します。
- 障害児・者が地域においてライフステージに応じた適切な支援を受けることができるよう、市町と連携して障害福祉圏域ごとにバランスの取れた障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を整備します。
- 児童養護施設等が地域の社会的養護の拠点として活動できるよう、様々な困難を抱える子育て家庭への養育支援や子どもの一時保護等、それぞれの施設が持つ専門性を活かした取組を支援します。
- 生活困窮者の自立の促進を図るため、県の自立相談支援機関に相談支援員を配置し、相談者の状況に応じた包括的な支援を行うとともに、従事者養成研修の実施等を通じて市町の取組を支援します。
- 高齢者や障害者世帯等の公営住宅入居について、入居要件の緩和や優先入居制度等により支援します。また、県、市町、不動産関係団体、居住支援団体等からなる「山口県居住支援協議会*」の枠組みを活用し、住宅の情報提供等を行い、住宅確保要配慮者*の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めます。さらに、地域の実情に応じた居住支援を図るため、市町での居住支援協議会の設立を促進します。
- 事業者自身によるサービスの質の評価とサービス内容に関する情報の公開・開示の取組を促すとともに、第三者評価*の利用促進を図ることを通じて、質の高いサービスを提供できる体制を整備します。
- 施設等への苦情受付窓口や第三者委員の設置等、事業者による苦情処理体制の整備を促進するとともに、困難事例に対応するため、山口県社会福祉協議会に設置した福祉サービス運営適正化委員会*の取組の充実を図り、利用者の立場に立ったサービス提供体制の確保に努めます。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
福祉サービス第三者評価受審件数（累計）	320件	2022 (R4)	400件	2027 (R9)

4 ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

- 本県においては、2003（平成15）年3月に「山口県ユニバーサルデザイン行動指針*」を定め、ユニバーサルデザインの取組を計画的・重点的に推進してきました。また、国においても2017（平成29）年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画*」を策定したところであり、引き続き、高齢者や障害のある人等を含む誰もが、自らの意思で自由に行動し、積極的に社会参加できるよう、すべての人が利用しやすい生活環境の整備を進めていくことが必要です。

施策推進の方策

- ユニバーサルデザインのアイデアに対する表彰制度やホームページでの情報発信等を通じた普及啓発を行います。
- 「山口県福祉のまちづくり条例*」に基づいた施設等の整備を促進し、高齢者や障害者等に配慮したまちづくりを進めます。
- 「やまぐち安心おでかけ福祉マップ*」により、高齢者や障害者、子ども連れの方等が利用しやすい公共的施設の情報を提供します。
- 高齢者や障害者、妊産婦等で歩行や乗降が困難な方が、公共施設や店舗等に設置されている身体障害者用駐車場を適正に利用できるよう、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度*」の周知と理解を促進します。
- 障害のある人が必要な援助や配慮を得やすくするための「サポートマーク*」や、妊娠初期の方等を含めて、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク*」の普及に努めます。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数	1,037施設	2023 (R5)	1,200施設	2027 (R9)

Ⅲ 地域福祉を支える多様な担い手づくり

地域における福祉活動を活性化するため、地域住民一人ひとりの状況に応じて適切に社会資源をコーディネートすることができる人材を育成するとともに、高齢者や子育て経験者等サービスの受け手の経験がある方等幅広い担い手の確保に取り組みます。

また、誰もが安心して必要な福祉サービスを受けることができるよう、サービスを担う人材の確保と資質の向上に向けた取組を推進するとともに、ボランティアやNPO、社会福祉法人、企業等多様な主体の活動を促進します。

1 地域において福祉活動を担う人材の育成・確保

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応し、地域における福祉活動を活性化するためには、支援を必要とする地域住民一人ひとりの状況に応じて適切に社会資源をコーディネートできる人材の育成や、サービスの受け手側・支え手側という関係を超えた多様な担い手の確保が求められます。

施策推進の方策

- 複雑化・多様化する福祉ニーズに対応し、一人ひとりの状況に応じて適切に社会資源をコーディネートすることができるよう、コミュニティソーシャルワーク*能力を備えた人材を育成します。また、地域の身近な相談役として、民生委員・児童委員に対する研修を充実します。
- 高齢者のニーズに応じて地域に不足する生活支援サービスの開発や担い手の育成等の役割を担う「生活支援コーディネーター*」を養成するとともに資質の向上を図ります。
- 老人クラブを中心とした高齢者が、地域の一人暮らしや寝たきりの高齢者の家庭を訪問し家事援助を行うなど、生活支援サービス等の担い手として活躍できるよう支援します。
- 保育所や地域子育て支援拠点*、放課後児童クラブで子育て支援を行う「子育てサポーター」を養成します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
コミュニティソーシャルワーク実践研修修了者数（累計）	77人	2022 (R4)	150人	2027 (R9)
地域の支援ニーズとのマッチング会議への参加老人クラブ数（累計）	85クラブ	2022 (R4)	300クラブ	2027 (R9)



活動事例：コミュニティソーシャルワークの実践

福祉ニーズが複雑化・多様化する中、山口県社会福祉協議会では、地域の福祉活動の充実に向けて、コミュニティソーシャルワークの実践研修を行っています。

《コミュニティソーシャルワークとは》

地域で生活課題を抱える個人に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に取り組む実践のこと。（個人の課題を地域の課題と結びつけ、地域全体で課題解決に取り組むこと。）

《研修カリキュラムの概要》

■合計5日間／約28時間

■研修の流れ

講義	地域の生活課題を浮き彫りにするための地域アセスメント（地域診断）の過程と技法等について学びます。
ワークショップ	講義で学んだ知識について、事例検討を通じて習得します。
フィールドワーク	地域に出向き、民生委員や地域住民に対して聞き取り調査を行います。調査結果を踏まえて、地域分析、支援計画を策定します。

《受講者の実践事例（岩国市社会福祉協議会による由宇町神東地域での取組）》

○ 非専門職と専門職による協議体（チーム）の設置

個別支援と地域支援をつなぐ仕組みとして、社協職員が中心となり、民生委員や福祉員、生活支援ボランティアによる協議体を設置。民間の介護支援専門員、相談支援専門員等もアドバイザーとして参加。

○ 生活課題の把握と支援の実施

アンケート調査からは見えてこない個別の生活課題を把握するため、訪問調査を実施。そこで洗い出された課題は他の地域住民も同様に抱えているとの認識の下、地域共通の課題として捉え、個別の生活課題の分析と合わせてその課題の背景にある生活環境にどのような問題点があるのかを分析し、生活支援計画を立案。チームで個人を支援するとともに、社会資源の開発などによる地域の生活環境の改善を図っている。

【個別訪問調査の様子】



【生活支援計画作成の様子】



○ 取組の成果

協議体の設置により、ボランティアの間や非専門職と専門職の連携が進み、気軽に相談できる体制が構築された。その結果、問題解決に向けたチームアプローチが円滑に進み、支援を要する方を適切な相談機関へつなぐことにより課題の解決が図られている。また、新たな生活支援ボランティア団体の設立や住民同士の顔が見える関係の構築など、地域の助け合い機運が醸成されている。

これらの取組を通じて、従来では起こりえていた単独行動の支援による援助の分断化やバーンアウトを防止し、継続的な伴走支援を実践している。

2 福祉・介護サービスを担う人材の養成・確保

現状と課題

- 拡大する福祉・介護ニーズに的確に対応するためには、多様な人材の確保に努めるとともに、専門的知識・技能を備えた質の高い福祉・介護人材を計画的・安定的に養成し、福祉・介護職場への就業を促進する必要があります。

施策推進の方策

(1) 人材の確保・定着

- 多様な広報展開により、福祉・介護職のやりがいや魅力を将来の担い手となる若い世代やその保護者、教員等社会全体に発信し、職業イメージの向上を図り、担い手の確保につなげます。
- 学校に対して福祉・介護の出前講座を実施するとともに、小学生の親子に対して職場や仕事内容を知ってもらうバスツアーを開催することにより、福祉への理解を促進します。
- 県福祉人材センター*の機能強化等により、福祉・介護人材の確保に向けた取組を充実します。
- 介護福祉士修学資金の貸付*や職場体験等の実施、中高年等を対象とした事業者とのマッチングや研修機会の提供、介護福祉士*資格の取得を目指す外国人留学生を支援する県内介護施設等に対する経費助成等の取組を通じて、多様な人材を確保します。
- 関係機関・団体等と連携し、介護支援専門員*や社会福祉士、介護福祉士等の着実な養成に取り組みます。
- 「やまぐち働きやすい介護職場宣言*」等の情報発信や退職手当共済事業への助成、出産又は疾病による休暇の取得支援、社会福祉法人の経営労務管理体制改善の取組への支援等を通じて、働きやすい環境づくりに向けた取組を促進します。

(2) 資質の向上

- 福祉・介護職場に就業した者が、多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう、キャリアアップや職種・経験に応じた専門性向上に資する研修の充実を図ります。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
県福祉人材センターの有効求職登録者数 （年間の月平均）	339人	2022 (R4)	368人	2027 (R9)

3 多様な主体の活動促進

現状と課題

- 複雑化・多様化する地域の福祉ニーズにきめ細かく対応していくためには、公的な福祉サービスを補完する様々な活動を担うボランティアやNPO、社会福祉法人、企業等による取組を促進していくことが必要です。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響でボランティア意識の低下や活動の停滞が指摘されており、ボランティア意識の醸成や人材の確保、活動の活性化が必要です。

施策推進の方策

(1) ボランティアやNPO等の活動の促進

- ボランティア人材の確保や活動の活性化を図るため、山口県社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成のためのセミナーやボランティア交流大会を開催するとともに、地域の実情に応じたボランティアセンターの在り方を検討します。
- 高校や大学等と連携し、県民活動団体の活動説明会やボランティア体験会を開催することにより、若年層の県民活動への参加を促進するとともに、関係機関等と連携し、若年層や中堅世代、シニア世代等の世代別や生活環境に合わせた活動の場や機会を提供することにより、誰もが県民活動に参加できるよう努めます。
- イベントの開催により、ボランティア団体をはじめとする県民活動団体の魅力発信を行うとともに、県民に対してボランティア体験やきっかけづくりの機会を提供することにより、県民活動への理解と参加を促進します。
- 「あいかさねっと*（やまぐち社会貢献活動支援ネット）」の普及啓発や情報提供方法の充実、利便性向上に向けた取組により、ボランティアのマッチングを推進します。
- やまぐち県民活動支援センター*による情報提供や相談・助言、山口きらめき財団*による各種助成制度等により、NPO活動やボランティア活動等県民の自主的・主体的な活動を支援します。

(2) 社会福祉法人による地域公益活動の促進

- 山口県社会福祉法人経営者協議会*等と連携し、社会福祉法人による地域の福祉ニーズを踏まえた地域公益活動の促進を図ります。
- 社会福祉法人等の地域公益活動の促進を図るため、複数の法人が連携して行う協働事業を支援します。

(3) 企業等による社会貢献活動の促進

- 山口県社会福祉協議会と連携し、「企業ボランティア活動促進モデル事業所*」の指定や「企業等社会貢献活動ネットワーク*」制度の充実等により、県内企業の社会貢献活動への理解促進を図ります。
- 地域における重層的な見守りネットワークへの生活関連事業者等の参画を促進します。

【数値目標】

指 標	現状（基準年度）		目標値（目標年度）	
市町社協ボランティアセンターの登録ボランティア数	49,474人	2022 (R4)	61,000人	2027 (R9)
企業等社会貢献活動ネットワーク加入企業等数	154社	2022 (R4)	190社	2027 (R9)



活動事例：企業の社会貢献活動の促進

1 企業ボランティア活動促進モデル事業

山口県、山口きらめき財団、山口県社会福祉協議会が一体となって、自らの強みを生かした取組を行うなど他の模範となる活動を行う企業を指定し、企業・団体、県民に周知することにより、企業の社会貢献活動を促進しています。

【高齢者向けスマートフォン講座の開催】

地域住民からの要望に応じて、講師を派遣しています。高齢者に役立つ情報をテキストに盛り込み、振り返り学習にも対応できるようにしています。



(携帯電話販売代理店)

【営業活動を通じた地域の見守り】

営業職員による訪問活動の中で、「郵便物がポストからあふれている」など、高齢者等に変わった様子があれば、警察や自治体に連絡することができるよう、日頃から連絡先を記載した活動プレートを携帯しています。



活動プレートをセットしたネームタグ

地域の笑顔と健康を見守っています

(生命保険業)

【店舗スペースを活用した啓発活動】

店舗スペースを提供して、総合支援学校の活動を紹介するパネル展示を行っています。



(総合小売業)

2 山口県企業等社会貢献活動ネットワークづくり

山口県社会福祉協議会では、それぞれの企業が社会貢献活動について考え、活動の輪を広げていくため、相互の情報交換、交流等を目的としたネットワークを設立し、社会貢献活動の充実に努めています。

- 各企業の取り組み事例等の情報を提供します。
- 社会貢献活動に関する研修会や情報交換会等を開催します。
- 社会貢献活動に関する相談を随時行い、企業の特徴を活かした活動を一緒に考えます。

第5章 計画の推進・点検

1 計画の推進体制

地域福祉活動を効果的・効率的に推進するためには、地域住民、民間団体等の関係者と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して本計画に取り組むことが必要です。

(1) 地域住民、民間団体等の役割

① 住民、住民団体等

ア 地域住民

住民は「福祉サービスの利用者」であると同時に「地域福祉の担い手」でもあることから、地域における福祉課題を自らの問題として考え、NPOやボランティア等の福祉活動や地域の福祉施策の決定に主体的・積極的に参画していくことが期待されます。

イ 自治会

住民に身近な自治組織として、福祉部の設置や民生委員・児童委員、福祉員の見守り活動等への理解と協力、さらには地域における防災・防犯活動など、地域住民の福祉に配慮した活動実践が期待されます。

ウ 地区社会福祉協議会

福祉に関する地縁型の住民任意団体として、防災や防犯、子育てなど地域で共通する関心事について、地域の実情に応じた実践的な活動の推進が期待されます。

エ ボランティア・NPO等の民間団体

地域住民等との連携を図りながら、地域における多様な福祉ニーズに応じた活発な活動を展開することが期待されます。

② 社会福祉協議会

ア 市町社会福祉協議会

地域福祉の中心的な推進主体として、市町と連携しながら、住民や民間団体による地域福祉活動を促進するとともに、住民の福祉意識の醸成や日常生活における個別の支援、ニーズに対応した新たなサービスの開発に取り組むことが期待されます。

イ 県社会福祉協議会

地域福祉の広域的な推進主体として、県や県域の団体等と協働して、研修会の開催や助言、先進事例等の収集、調査・研究、情報提供などにより、市町社会福祉協議会や民間団体の取組を支援・促進するとともに、人材の育成、地域福祉の普及啓発などに取り組むことが期待されます。

③ 民生委員・児童委員

地域の見守りの要として、住民の生活状況を把握し、支援を必要とする人に対して、生活相談、助言、必要な情報の提供を行うなど地域福祉の推進に重要な役割を果たすことが期待されます。

④ 福祉員

市町社会福祉協議会会長から委嘱を受けた小地域福祉活動の実践者として、民生委員・児童委員と協働しながら、見守り活動や地域福祉活動を行うことが期待されます。

⑤ 老人クラブ

長年に渡って培ってきた豊富な知識や経験、能力を活かし、健康づくり・介護予防活動や、支援を必要とする高齢者の見守り、日常的な生活支援、交流の場づくりなど地域社会に根差した活動を行うことが期待されます。

⑥ 保護司

犯罪や非行をした人が地域の中で早期に更生できるよう助けるとともに、地域の関連機関や自治会等と連携しながら、犯罪の予防活動を行うことが期待されます。

⑦ 福祉サービス提供事業者（社会福祉法人・社会福祉施設等）

社会福祉法に定める地域福祉の推進主体として、利用者の立場に立った福祉サービスを適切に提供するとともに、社会資源や専門的な知識・技術等を地域に提供し、地域貢献活動に積極的に取り組むことが期待されます。特に、社会福祉法人については、社会福祉法改正により地域における公益的な取組の実施に関する責務が規定されていることから、地域の福祉ニーズに対応した更なる取組が求められています。

⑧ 県共同募金会

民間福祉活動の主要な財源となる「赤い羽根共同募金」を実施する法人として、募金の使いみちや住民の地域福祉活動を周知することなどにより、社会福祉に対する住民の理解と関心を高め、目標に掲げた募金を集めることが期待されます。

⑨ 企業

地域社会の構成員として、CSR（企業の社会的責任）*を果たす上での社会貢献活動など、地域福祉活動の担い手としての役割が期待されます。

(2) 行政の役割

① 市町

住民に最も身近な基礎自治体として、地域福祉推進の主導的役割を担っています。具体的には、住民やボランティア団体等との連携を通じて地域の福祉ニーズを的確に捉え、個人だけでなく世帯全体が抱える課題・ニーズに適切に対応し、必要なサービスへつなぐための包括的な相談支援体制を整備するとともに、地域の実情に応じて専門的人材や拠点など、住民の地域福祉活動に必要な環境を整備することが期待されます。

② 県

広域自治体として、個々の市町で対応することが非効率な広域的課題や、市町単独で対応することが困難な専門的な課題に対応していきます。

また、各分野の事業を一体的に実施するなど、庁内外の関係各課、関係機関等との連携を図ることや、市町、関係団体等の優良事例を収集し、情報提供すること等により、市町の取組を支援し、県下全域にわたる地域福祉を推進します。

2 計画の点検・評価

- 計画の実効性を確保するため、計画に掲げた施策の推進状況や指標の達成度について、定期的に点検しながら分析・評価を行います。また、各分野別計画の改定状況を踏まえ、指標の見直しを検討します。
- 点検結果を踏まえ、計画推進上の課題等については、関係者の意見を聴きながら適切に対応することとします。

用語解説

本文中、以下の用語について最初に使用されるページに、「*」を付けて用語解説をします。

あ ○あいかさねっと

「やまぐち社会貢献活動支援ネット」の愛称。ボランティアをしたい個人・団体・事業者（企業）と、ボランティアをしてほしい団体をつなぐインターネット上のマッチングサイト。

○あいサポート運動

誰もが、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていくことを目的とした運動のこと。

○アウトリーチ (Outreach)

英語で手を伸ばす・手を差し伸べるということを意味し、社会福祉の実施機関が潜在的なサービス利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な取組。

い ○医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

○医療的ケア児支援センター

医療的ケア児とその家族からの相談に応じるとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係支援機関への情報提供・連絡調整等を実施する機関。

○インクルーシブ

「包摂的な」「包容する」を意味する言葉で、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わりなく、誰もが分け隔て無く社会に受け入れられる概念のこと。

え ○NPO

Non-Profit Organizationの略。「民間非営利組織」と訳される。保健・医療・福祉や環境保全、災害救援、まちづくりなど、様々な分野における営利を目的としない市民の自発的意思による活動団体。

か ○介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度において、サービス計画（ケアプラン）の作成・管理をはじめ、サービス事業者や介護施設等との連絡調整などの介護支援サービスを行う専門職。

○介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に規定される国家資格。介護に関する専門的知識・技術をもって、施設の介護職員や訪問介護員（ホームヘルパー）として、介護業務及び介護に関する指導等を行う者。

○介護福祉士修学資金の貸付

介護福祉士養成施設の入学者に対して、月々の修学資金をはじめ、入学時、就職時の準備金などの資金の貸付を行う制度。県内の社会福祉施設等に一定期間勤務した場合には、返還金が免除。

○学校内子育てひろば

中学校や高等学校の学校内に開設し、未就園児親子と中学生や高校生が交流する「子育てひろば」のこと。

き ○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する相談等の業務を総合的に行う施設。

○企業等社会活動貢献活動ネットワーク

県内の企業及び関係機関・団体等が相互の情報交換、交流を通して連携を深めることにより、一層の社会貢献活動の充実と展開を図るため山口県社会福祉協議会に設置しているネットワーク。

○企業ボランティア活動促進モデル事業所

県内の民間事業所等の中で、社会貢献活動や従業員の行うボランティア活動への支援などを積極的に行い、他の模範となる事業所等を指定。

○寄附文化

国民がいつでも、どこでも、自発的に寄附ができる文化的な風土のこと。（中央共同募金会「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会答申」（1996（平成8）年2月）において示された考え方。）

○共同募金

民間社会福祉事業を推進するための財源を、国民一人ひとりの自発的な助け合いの精神で集めようとする全国的募金運動。赤い羽根をシンボルとすることから、「赤い羽根共同募金」とも呼ばれる。各都道府県共同募金会が実施主体となる民間の募金活動。

け ○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの保護を行うこと。

こ ○合計特殊出生率

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均子ども数に相当する。

○高齢単身世帯

世帯主の年齢が65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）。

○高齢夫婦のみ世帯

世帯主の年齢が65歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）。

○子育て世代包括支援センター

市町に設置されている、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して、保健師や助産師等が総合的な相談支援を行うワンストップ拠点。

○コミュニティソーシャルワーク

住民の地域福祉活動の支援を行いながら、地域生活課題や支援を必要とする方のニーズに対し、地域の社会資源を活用・調整して解決する仕組みをつくること。

さ ○災害時における要配慮者

災害時において、何らかの障害等があることにより、避難行動等に配慮を必要とする者。一般的には、高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等があげられる。

○災害派遣福祉チーム（DWA T）

大規模災害時に、一般避難所等において災害時要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に適切な福祉支援を行い、生活機能の低下や要介護度の重度化といった二次被害の防止を図ることを目的とする、福祉専門職等で構成するチーム。

○災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会

災害発生時において、ボランティア活動が迅速かつ円滑に実施されるよう県・市町災害ボランティアセンターへの支援を行うことを目的として構築された、民間・行政の協働による平常時からの連絡支援体制。

○里親養育包括支援機関

質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の業務を包括的に実施する機関。

○サポートマーク

内部障害・聴覚障害・発達障害・高次脳機能障害のある方、義足や人工関節を使用している方など「外見からは援助を必要としていることが分からない方」が、援助を得やすくなるよう、身に着けることで援助を必要としている事を示すマーク。

し OCSR（企業の社会的責任）

Corporate Social Responsibilityの略で、企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

○自治会福祉部

自治会による組織的・継続的な小地域福祉活動を住民の主体的な参加のもとに推進するための実践母体として、自治会の中に組織されたもの。

○児童相談所

児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な調査、診断、判定を行い、その結果に基づいて児童やその保護者に対して必要な指導や措置を行う機関。

○社会的な孤独・孤立

社会とのつながりが少なく「孤立」しており、不安や悩み、寂しさを抱えて「孤独」であること。

○社会的養護

保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

○社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に規定される国家資格。福祉に関する専門的知識・技術をもって、社会福祉施設や地域包括支援センター、福祉の相談機関等において相談や助言・指導等を行う者。

○社会福祉法人

社会福祉法に基づいて、高齢者や子ども、障害のある人などを支援する社会福祉事業を行うことを目的とした民間の非営利法人。

○重層的な見守り体制

一人暮らしの高齢者等に対し、行政や住民、民生委員・児童委員、事業者等の多様な主体が協働して、日常的な見守りや声かけ、生活援助等を行う仕組みのこと。

○住宅確保要配慮者

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する方。

○障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例

障害を理由とする差別を解消し、県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的として制定された条例。（2022（令和4）年制定）

○小地域

自治会・町内会、小学校区・中学校区などの身近な日常生活圏域のこと。

せ ○生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人に対し、福祉事務所設置自治体が、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談などの包括的な支援を行う制度。

○生活支援コーディネーター

地域において、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う、生活支援や介護予防サービスの体制の構築に向けたコーディネーターの役割を果たす者。

○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。

そ ○相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う専門職。

た ○第三者評価

社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。

○助け合いサービス

高齢者や障がい者の方などが日常生活で困った時に、福祉に理解を持った地域住民の方々の協力を得ながら、有償や無償でできる範囲で身の回りの家事や外出などのお手伝いをするサービス。

ち ○地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

○地域子育て支援拠点

地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援の拠点となる施設のこと。

○地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

○地域福祉

地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、また、その発生を予防したりするための社会福祉施策とそれに基づく実践をいう。

○地域福祉計画

社会福祉法の規定に基づき、市町村が地域福祉の推進に関する事項を定めた計画のこと。

○地域福祉支援計画

社会福祉法の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成に資するために、市町村を包含する都道府県が、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を定めた計画のこと。

○地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町に設置される施設。介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を行う。

○地区社会福祉協議会

地域住民に最も身近な社会福祉協議会として、住民同士が自分たちの生活する地域の生活・福祉課題を自分たち自身の課題として受け止め、解決に向けて協議するため、地元住民主体で設置された任意の団体。

に ○ニート

15～34歳の非労働力（仕事をしていない、また失業者として求職活動をしていない者）のうち、主に通学でも、主に家事でもない独身者。

○認知症サポーター

市町や職場等で実施されている認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする者。

ひ ○ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）。

○避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。

○ヒヤリ地図

地域住民一人ひとりが、ヒヤリ・ハットした体験を基にして、交通の危険な場所を考えて表示した地図。

ふ ○福祉員

単位自治会程度の範囲で活動し、近隣の地域住民に福祉活動への参加を働きかけ、民生委員・児童委員やボランティア、地区・校区社会福祉協議会、市町社会福祉協議会などと協力して地域生活課題を発見し、解決する小地域福祉活動の担い手。

○福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、県社会福祉協議会に設置される機関。

○福祉人材センター

福祉の仕事希望の方と、人材に必要な社会福祉施設等をつなぐ「福祉人材無料職業紹介所」のこと。社会福祉法に基づき、山口県社会福祉協議会に設置されている。

○福祉の輪づくり運動

「困ったときお互いに助け合える組織づくり」を合い言葉に、住民参加による福祉のネットワークを全県に整備し、地域生活課題を解決するための支援体制づくりを進める運動。

○福祉避難所

一般的な避難所での生活が困難で、特に配慮を必要とする高齢者や障害者等の要配慮者を受け入れる避難所。具体的には、施設がバリアフリー化され、相談・助言等の支援体制が整備されていること等を基準として、社会福祉施設を中心に、市町において指定、又は、協定により確保されている。

○ふれあい・いきいきサロン

高齢者や障がい者、子育て中の親子をはじめ、地域の誰もが生活に寂しさを感じたり、地域の中で孤立したり、家に閉じこもることがないように、楽しいひとときを過ごせる場を地域の中につくるもので、参加する方々と運営するボランティアが自由な発想で企画し、自主的に運営する活動。

へ ○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。（2012（平成24）年作成）

ほ ○保護司

法務大臣が委嘱した更生保護のボランティア（非常勤の国家公務員）。地域の人びとや習慣等を良く理解しているという特性と豊富な人生経験と知識を活かし、保護観察官と協働して保護観察を行うほか、犯罪や非行の防止のための活動を行う。

○ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人や団体、施設とのコーディネート、ボランティア活動に関する相談や情報提供、講座の開催などを行っている場所のこと。県内では、主に社会福祉協議会において実施。

み ○見守りネットワーク

一人暮らしの高齢者等に対し、行政や住民、民生委員・児童委員、事業者等の多様な主体が協働して、日常的な見守りや声かけ、生活援助などを行う仕組み。

○民生委員・児童委員

「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員。また民生委員は「児童委員」も兼ね、地域の子どもたちを見守るとともに、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じ、支援を行う。

や ○やまぐち安心おでかけ福祉マップ

障害のある人や高齢者、乳幼児を連れた人など、すべての人が安心して外出できるよう、県内におけるユニバーサルデザインの配慮がなされた施設の情報を、インターネット上の地図に表示し紹介しているもの。

○山口きらめき財団

やまぐち県民活動きらめき財団、山口県文化振興財団、やまぐち女性財団の合併により2012（平成24）年4月に設立された公益財団法人。県民活動の総合的な拠点として、県民活動団体への活動資金の助成や、県民活動への参加促進を図るための啓発等を行っている。

○山口県居住支援協議会

山口県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを目的として、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等について協議・検討するため、行政と民間関係団体で組織する団体。

○やまぐち元気生活圏

中山間地域において、小学校区などの広い範囲内で集落同士が支え合い、生活に必要なサービスなどをどの集落でも同じように利用できる体制。

○山口県社会福祉法人経営者協議会

社会福祉施設を経営する社会福祉法人を会員とし、その経営基盤の強化、福祉施設の機能充実と健全な施設運営を目的として、昭和56年（1981年）7月に社会福祉法人山口県社会福祉協議会の内部組織として設立された団体。

○やまぐち県民活動支援センター

県全域を対象として、県民活動に関する情報提供や相談・助言、研修の実施等の支援を行うとともに、施設を交流や情報交換の場として提供している中核的な支援拠点。

○山口県福祉のまちづくり条例

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者、障害のある人等が自由に行動し、平等に参加することができる社会を築くために制定された条例。（1997（平成9）年制定）

○山口県ユニバーサルデザイン行動指針

県において、様々な分野で、全庁的、総合的に、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めていくための基本的な方向を示すもの。（2003（平成15）年策定）

○やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

身体障害者用駐車場の適正な利用を推進するため、障害のある人や高齢者、妊産婦等で歩行、乗降が困難な者に県内共通の利用証を交付し、協力施設の駐車スペースを利用できるようにする制度。

○やまぐち働きやすい介護職場宣言

介護サービス事業所が、就業環境の改善を通じて、「スタッフ一人ひとりが、やりがいを持って、働き続けられる職場づくりに向け、主体的に人材の確保・育成に取り組むこと」を宣言し、これからの進路を考える若者や、介護への就職を志す求職者の方等に情報発信する制度。

○ヤングケアラー

家事や家族の世話、介護等のために子どもらしい生活を送ることができない子どものこと。

ゆ ○ユニバーサルデザイン

高齢者や障害のある人などを含めた全ての人がはじめから利用しやすいように施設、物、サービスなどに配慮を行うという考え方。

○ユニバーサルデザイン2020行動計画

共生社会の実現に向けた大きな2つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）と、ユニバーサルデザインの街づくり推進する取組（街づくり分野）をとりまとめた計画。

よ ○要支援・要介護認定者

要支援もしくは要介護状態の者又はそのおそれがある状態にある者で、市町の要支援又は要介護の認定を受けた者。

ろ ○老人クラブ

高齢者がその知識や経験を活かし、生きがいと健康づくり等のための多様な社会活動を通じて自らの生活を豊かなものとするを目的とした、高齢者により自主的に運営される団体。

巻末資料

資料 1

「第五次山口県地域福祉支援計画」(素案)に対する意見募集の結果概要

1 意見募集の実施

(1) 募集期間

令和5年10月10日(火)～令和5年11月9日(木)

(2) 計画(素案)の閲覧方法

① 県庁ホームページ

② 文書閲覧

県庁情報公開センター、各地方県民相談室及び山口地方県民相談室防府市駐在

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール

2 提出いただいたご意見

4名から46件のご意見があり、その内容は次のとおりでした。

内 容	件 数
記載内容の修正・追加等に関するもの	25
今後の施策の推進に関するもの	10
表記の方法等に関するもの	9
パブコメの実施方法に関するもの	2
計	46

山口県社会福祉審議会委員

(任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日)

区分	所属及び役職	氏名
社会福祉事業に従事する者	山口県社会福祉協議会会長	○ 隅 喜彦
	山口県民生委員児童委員協議会会長	倉永 健造
	山口県老人クラブ連合会会長	平田 武
	山口県老人福祉施設協議会会長	内田 芳明
	山口県介護福祉士会会長	河本 由美
	山口県身体障害者団体連合会会長	宮原 博之
	山口県障害福祉サービス協議会副会長	佐伯 豪
	山口県知的障害者福祉協会会長	岩武 毅
	山口県手をつなぐ育成会副会長	福田 修三
	山口県精神保健福祉会連合会会長	宮川 芳恵
	山口県児童入所施設連絡協議会会長	川村 宏司
	山口県保育協会会長	出井 真治
	山口県母子寡婦福祉連合会理事長	永田 禮子
	山口県地域活動連絡協議会会長	松橋 美恵子
学識経験者	山口県医師会常任理事	前川 恭子
	山口県病院協会常任理事	玉木 英樹
	山口県歯科医師会常務理事	山野 涉
	山口県看護協会会長	西生 敏代
	山口県女性団体連絡協議会副会長	岩田 優美
	山口県青少年育成県民会議副会長	木橋 悦二
	山口大学准教授（教育学部）	春日 由美
	山口県立大学教授（社会福祉学部）	内田 充範
	公募委員	中本 裕子

○：委員長

資料 3

山口県地域福祉支援計画策定検討委員会委員

(任期：令和5年5月16日～令和6年3月31日)

区 分		所属及び役職	氏 名
学識経験者		公立大学法人山口県立大学社会福祉学部 教授	○ 内田 充範
市町行政		長門市健康福祉部高齢福祉課 課長	入野 昌之
		平生町町民福祉課 課長	淵上 万理子
社会福祉協議会		社会福祉法人山口県社会福祉協議会 地域福祉部 部長	大河原 修
高齢 (地域包括支援センター)		社会福祉法人周陽福祉会 防府東地域包括支援センター センター長	佐々木 啓太
障害 (相談支援事業所)		社会福祉法人岩国市社会福祉協議会 くらし自立応援センターいわくに 主任相談支援専門員	森岡 剛史
児童 (地域子育て支援拠点)		特定非営利活動法人山口せわやきネット ワーク 代表	児玉 頼幸
社会福祉法人		山口県社会福祉法人経営者協議会 副会長	辻中 浩司
地域住民等	自治会	山口県自治会連合会 会長	吉村 博雄
	民生委員・児童委員	山口県民生委員児童委員協議会 会長	倉永 健造
	企業関係	山口県商工会議所連合会 専務理事	嶋本 健児
	NPO等	特定非営利活動法人 Nest 代表理事	石川 章

○：委員長

計 画 の 策 定 経 過

令和 5 年 5 月 16 日	山口県地域福祉支援計画策定検討委員会設置
6 月 5 日	第 1 回山口県地域福祉支援計画策定検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県地域福祉支援計画の策定について ・ 第四次山口県地域福祉支援計画の進捗状況について ・ 第五次山口県地域福祉支援計画のポイントについて
8 月 25 日	第 2 回山口県地域福祉支援計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案について
9 月 12 日	山口県社会福祉審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案について
10 月 3 日	山口県議会環境福祉委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案について
10 月 10 日 ～11 月 9 日	パブリック・コメント（素案）
10 月 24 日	第 3 回山口県地域福祉支援計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の最終案について
11 月 17 日	山口県社会福祉審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の最終案について
12 月 5 日	山口県議会環境福祉委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の最終案について

数 値 目 標 一 覧

区 分	No	指 標	基準値 (基準年度)		目標値 (目標年度)	
I 誰もが共に支え合う地域づくり						
1 地域住民相互による福祉活動の促進	1	地域住民が主体となって実施している助け合いサービスや活動の実施箇所数	192 箇所	2022 (R4)	293 箇所	2027 (R9)
	2	子ども食堂箇所数	165 箇所	2022 (R4)	200 箇所	2026 (R8)
	3	「赤い羽根共同募金」の募金額	329,073 千円	2022 (R4)	目標額の達成	2026 (R8)
2 見守り・支え合い体制の充実・強化	4	やまぐち元気生活圏づくりに取り組む地域数(累計)	71 地域	2022 (R4)	100 地域	2026 (R8)
	5	認知症サポーター養成数(累計)	156,307 人	2022 (R4)	194,807 人	2027 (R9)
	6	若年あいサポーターの養成数(累計)	12,329 人	2022 (R4)	30,000 人	2026 (R8)
	7	災害ボランティアセンターリーダー養成研修修了者数(累計)	442 人	2022 (R4)	540 人	2027 (R9)
II 誰もが安心して利用できる福祉サービスの基盤づくり						
1 誰一人取り残さない包括的な相談支援体制の整備	8	生活圏域で包括的に相談を受け止める体制を整備している市町数	10 市町	2022 (R4)	全市町	2027 (R9)
	9	重層的支援体制整備事業に取り組む市町数	2市町	2022 (R4)	10 市町	2027 (R9)
2 権利擁護の推進	10	成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数	17 市町	2022 (R4)	全市町	2027 (R9)
3 地域福祉サービスの充実	11	福祉サービス第三者評価受審件数(累計)	320 件	2022 (R4)	400 件	2027 (R9)
4 ユニバーサルデザインの推進	12	やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数	1,037 施設	2023 (R5)	1,200 施設	2027 (R9)
III 地域福祉を支える多様な担い手づくり						
1 地域において主体的に福祉活動を担う人材の育成・確保	13	コミュニティソーシャルワーク実践研修修了者数(累計)	77 人	2022 (R4)	150 人	2027 (R9)
	14	地域の支援ニーズとのマッチング会議への参加老人クラブ数(累計)	85 クラブ	2022 (R4)	300 クラブ	2027 (R9)
2 福祉・介護サービスを担う人材の養成・確保	15	県福祉人材センターの有効求職登録者数(年間の月平均)	339 人	2022 (R4)	368 人	2027 (R9)
3 多様な主体の活動促進	16	市町社協ボランティアセンターの登録ボランティア数	49,474 人	2022 (R4)	61,000 人	2027 (R9)
	17	企業等社会貢献活動ネットワーク加入企業等数	154 社	2022 (R4)	190 社	2027 (R9)

山 口 県 健 康 福 祉 部 厚 政 課

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL 083-933-2724

FAX 083-933-2739

E-mail a13200@pref.yamaguchi.lg.jp

※ この計画は、山口県庁ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/44/17769.html>